

中世後期讃岐における国人・土豪層の贈答・文化芸能活動と地域社会秩序の形成(終)

溝 渕 利 博*

Gift exchanges , cultural and entertainment activities of kokujin and dogo classes , and the formation of regional social order in Sanuki in the late Middle Ages (Part 4)

MIZOBUCHI Toshihiro

要約

分権的で多層的・重層的な性格をもつ日本の中世社会では、自力救済が社会原則であった。武士が新しい社会集団として、次第に地域社会で主導権を握っていったのはなぜか。本稿では、中世後期讃岐における地域社会の中間層である国人・土豪層の動向を中心に、彼らが在地（地域）寺社を媒介として、贈答・文化芸能活動を通じて地域社会における人的紐帯や地域社会秩序の形成にどのような役割を果たしたかを明らかにしたい。

キーワード：地域社会、国人・土豪層、在地寺社、文化芸能活動、贈答儀礼

Abstract

In medieval Japanese society, which was decentralized and pluralistic, self-salvation was a social principle. Why were the samurai able to gradually take the lead in the local community as a new social group? In this paper, I would like to clarify the trends of the kokujin and dogo classes, which are the middle class of local communities in the Sanuki region in the late Middle Ages, and how they played a role in the formation of human ties and community order in local communities through gift-giving and cultural performing arts activities mediated by local temples and shrines.

Keywords : local communities, kokujin and dogo classes, local temples and shrines, cultural and entertainment activities, gift-giving ceremonies

本稿は、中世後期讃岐における幕府・守護等の政治権力と地域社会との結節点となった中間層（国人・土豪層）が、地域社会秩序の形成に果たした役割と実態について明らかにすることを目的とする。第1章（溝淵 2023、第 79 号）では社会史・社会構造史の視点から、中世後期讃岐における地域社会の形成と階層分化の実態、中間層と地域社会を結びつける媒体となった在地（地域）寺社との関係性について、その媒介となった神事仏事における芸能活動が果たした役割等を中心に考察した。第2章（溝淵 2023、第 80 号）では文化史の視点から、武士の教養及び文化力が地域社会における中間層の地位認知を高めるとともに、上位の政治権力や同位の中間層並びに地域住民との縦・横の人間関係の結合を促進したことを、中世後期讃岐における国人・土豪層の文化芸能活動と人的紐帯の形成という側面から考察した。第3章（溝淵 2024、第 81 号）では贈与論の視点から、中世後期讃岐における国人・土豪層の贈答文化の諸相と武家儀礼の実態を通じて、中世人の先例重視や相当の儀と呼ばれる衡平観念、献上・下賜儀礼による主従関係の再確認行為が果たした役割と機能について考察した。この章では「おわりに」（まとめ）と「付表」（関係年表）を記載した。

おわりに

日本の中世社会は、多元的・分裂的な側面と集中的・統合的側面が同居する社会であったが、広域にわたって社会を規定するような一種の権威と政治的・社会的な秩序が存在していた。中世は贈答儀礼が最も肥大化した時代で、贈与交換を柱とする儀礼行為が「礼」と称され、それらの「礼」によって形成される社会的な人間関係が積み重なり合って社会的な秩序が保たれ、政治的秩序（「礼」の秩序）が形成されていたからである（122）。この「礼」の秩序が中世後期讃岐においてどのように形成されたかについて、幕府・守護等の政治権力と地域社会との結節点となった中間層（国人・土豪層）の役割を中心に、彼らが在地（地域）寺社や中央の公家・武家等を媒介しての贈答・文化芸能活動を通じて、地域社会における人的紐帯や地域社会秩序の形成にどのような役割を果たしたかを考えた。これまで讃岐の中世史については、棚橋光男・田中健二・唐木裕志・橋詰茂・守田逸人等によって主として政治史や社会経済史の視点から研究がなされてきたが、文化史の視点からの研究は少なく、特に贈答文化に絞った論考は稀であった（123）。

社会秩序とは、混乱がなく統制された社会の状態、また、そのような状態を維持するための制度や仕組みをいい、社会学や歴史学、その他の社会科学において用いられる概念で、人間関係と人間行動の通常のあり方を保持・継続・実行するための社会構造、社会制度、社会活動の関連の集合として解釈できる。社会秩序の存続に必須の条件には、財産、交換、権力関係だけでなく文化的形態、コミュニケーション関係や価値のイデオロギースystemを含んでいる。この社会的秩序問題は、歴史的に社会学の中心的テーマであった。社会学者タルコット・パーソンズによれば、トマス・ホッブズがこの問題を最初に定式化したとされるが、マルセス・モースの『贈与論』の重要性は、ホッブズに始まる社会契約論の基本的な考え方である国家のような第三者的権力が不在なままで、社会秩序の維持が可能なのかどうかを問うたところにある。モースの贈与交換の特徴は、“贈物の交換を媒介とした連帯”ではなく、“連帯の底にある払拭しきれぬ不信や不安”であり、戦争に陥りがちな関係性を、贈物の交換を介して安定化させようとする、外面的に維持された秩序ではなく、そのために陽秘されていく膨大な人的エネルギーの方であった。アメリカの人類学者デヴィッド・グレーバーは、新しい社会関係や新たな絆を創出することを社会的創造性と定義し、それには「媒介物」の役割が大きく、モースのいう様々な集団や個人の間を行き来する「媒介物」は、社会的創造性を方向づけたりして発現する上で決定的である、と述べている。社会的秩序とは、「制度」という人為的構成物によって生成され、国家や組織のみならず社会や共同体さえもが、制度的にのみ概念化されうる存在であるとされる。つまり、我々の社会を成り立たせているのは「制度」であり、社会状態の変更及び維持に関するルール（意味及び意味付けの体系）であるといえる。その第1の特徴は恣意的であること、第2は社会状態に対する価値判断（順序づけ）であること、第3は、それが義務の体系（行動のプログラム）として実際に人々の行動によって支えられ、現実化されているということである（124）。

中世は選択の時代であった。政治システムとしての新興の武家なのか、あるいは在来の天皇（院）なのかという選択である。鎌倉そして室町という2つの「幕府」に特色づけられた中世は、天皇を戴く公家（朝廷）を解体させることはせず、存続させる方向を選択して温存することで、天皇と武家の両者が権威と権力を分掌する補完関係を形成したのである。「幕府」の概念には王朝権力との調和性や親和性が伴い、王朝権力の一分枝としての存在であった。すなわち、中世は武家に代表される至強（権力）的要素が志尊（権威）に代表される王朝から分

離される中で形成されたといえる。こうした形で登場した「幕府」は、一国二制度というべき特異な政治システムをわが国に定着させ、武家の権力は以後 700 年にわたって、その歴史を規定したのである。

中世武家政権における政治秩序の形成と構造について、中世前期には鎌倉御家人に対する官途授与が、幕府の統制下に置かれることによって武家の政治秩序維持の機能を果たしたが、14 世紀に至って室町幕府のもとで官途の意義が変化し、これに伴って答礼の財貨献上が将軍への進物という「礼」として新たな機能を獲得し、将軍を頂点とする政治秩序の表現となり、これが支配階層のみならず在地の秩序にまで浸透していった。すなわち、中世前期の律令官制的秩序に代わって、中世後期には贈与交換行為を契機とする政治的権力者（室町殿）を頂点とした秩序（「礼の秩序」）が重視されるようになり、この「礼の秩序」が支配階層内部に限らず、守護権力を通じて百姓身分の人々をも含み込んだ重層的な秩序体系を形成することになった。「礼」とは国家の「制度」であり、儀礼儀式における行為規範であり、人々の日常生活を律する社会規範の総称である。元々「礼」は不可視の心情を可視化する外形であり、目に見えない心情を形にして伝えるもので、その真髄は敬意の双方向的作用であり、厚情の応酬であった。「礼」の根本的な機能は線引きで、人それぞれの立場を明示し、常に繰り返し自覚させ、他者と類別・線引きした上で、相互に適切な振る舞いをせよと定める思想であった。この思想では、身分上下を明確に示すため、持ち物の種類や数には身分に応じて差を設ける原則があり、身分・立場によって物事の数に差をつけることは、「礼」の重要な要素であった。祖先祭祀は「礼」の最重要事であり、射（弓術）と宴会の「礼」には社会秩序の維持管理機能があり、飲酒の「礼」は単なる宴会ではなく、「礼」の思想に沿った世界の望ましい秩序の再現であった。宴会は「礼」を着実に遂行し、確実化し、再生産するために存在したのである。その際、座席と酌の順序と料理の差で身分を明らかにした。身分秩序を正す飲酒の「礼」は、『礼記』では「射（弓を射ること）」と結合して現れ、「民を集合させて郷射を行わせ、郷飲酒の礼によって教える」とあり、射の「礼」は宴会とセットで身分秩序を再生産する機能があった。また、「礼」は楽なくして完成せず、理性に基づく行動の制御が「礼」の主要な機能の 1 つで、楽は理性に基づく感情の制御が求められた。「礼」はひたすら物事を切り分け、節度を設けて遠ざけようとするのに対し、楽はひたすら近づけ、融和させようとする。「礼」は双方向的作用で順序付けるの対して、楽は一方的発露で調和を目指した。「礼」は順を極め、楽は和を極めるといえる。「礼」は外形（容姿と動作）を作り整える動（外形の正しい形成）、楽は内側に生じて精神を作り整える静（内心の正しい制御で心情を沈静化する）の機能がある。立ち居振る舞い、つまり、儀（形式）を疎かにする者は「礼」に背いて滅び、儀の不足は生命や国の存亡に直結し、儀を疎かにすべきでないとされた（125）。

第 1 章では社会史・社会構造史の視点から、国人・土豪層と地域社会とを結びつける結節点となった在地（地域）寺社の存在と役割について、その媒介となった神事仏事における芸能活動が果たした人的紐帯の形成という側面から考察した。中世人の心性は、神仏の加護を願い、神罰・仏罰を恐れて、いわば神仏と共生していたといえる。『発心集』第三に「讃州源大夫、俄に発心・往生の事」と題した 1 編があり、在地領主クラスを想定した地方武士源大夫の発心と往生の物語が多く、説話集に語り継がれたのは、ひたすら阿弥陀の応えを求めていく源大夫の姿が人々の心を打ったからにはほかならない。日本仏教には、「現世安穩・後生善処」という思想が本来あり、南北朝期から室町時代になると、世俗の意味の強い「現世安穩」、つまり、現世利益の志向が前面に押し出されてくる。日本の中世社会では、寺院に所属しないまま世俗活動を行う僧形の人々が膨大に存在し、朝廷・幕府から町・村に至るまで、それぞれの社会組織の宿老として活躍した。中世社会はこうした在俗出家（出家入道）が中心となって運営されていたといっても過言ではない。寺社は、一国や荘園内部の平和や安穩を祈る法会や祭礼を担っていたために、免田が設定されいた。これらの寺社には免田を基礎に寄進や売買により多くの土地・得点が集まってくる。そして寺社が地域社会の 1 つの核になっていき、中世後期になると、より一層進展し、やがて寺社に関わる人々の組織や結社を生み出し、そこに 1 つの「権力の磁場」が生まれたのである（126）。

讃岐守護であった細川京兆家は、管領職に就く期間が長く在京が原則だったので、在国の讃岐 13 郡は安富氏と香川氏が守護代として東方 7 郡と西方 6 郡に分割して統治していた。讃岐の国人には、讃岐出身の香西・羽床・瀧宮・寒川・十河・三野氏等と、鎌倉・南北朝期に他国から来讃した近藤（麻）・秋山・安富・香川・由佐・奈良・豊嶋氏等の 2 タイプがあった。このうち安富・香川・香西氏等有力者は、京兆家の直臣（内衆）となって在京し、畿内やその周辺地域でも勢力を伸ばした。讃岐の土豪層には、水主・一宮・原氏等がいた。これらの国人・土豪層を含めた中世後期讃岐の国衆の状況について、『蔭涼軒日録』の明応 2 年（1493）6 月 18 日条には「讃岐国者十三郡也。六郡香川領之。寄子衆亦皆小分限也。雖然與香川能相従者也。七郡者安富領之。国衆大分限者

惟多。雖然香西党為首皆各々三昧不相從安富者惟多也」とあり、讃岐の国人は西方の「寄子衆」に対して、東方は「国衆」と称されていたことが分かる。すなわち、西方には小規模な国人領主が多くて「寄子衆」と呼ばれ、香川氏との間に寄親－寄子の主従関係が結ばれていたと考えられるのに対して、東方には大分限者が多く香西党や十河・寒川氏等が独自の動きをして、安富氏からの独立性が高いことを暗示している。

中世後期讃岐における国人・土豪層と在地（地域）寺社との関係については、中世後期における在地領主（国人・土豪層）は、在地（地域）寺社の仏神事を通じて族縁的結合を深めるとともに、主従制的結合を通じて幕府・守護とも結ばれていた。この時期の在地領主は、各々の所領・知行の維持保全のために横に結びついて一揆を形成し、在地仏神を当知行の正当性の根拠としていたという 2 点において、地域社会と密着しており、同時に在地領主は御家人・守護被官として幕府・守護と主従関係を結んでおり、在地領主がもつこの 2 系統の社会関係は、決して二者択一的なものではなく、この時代の在地領主がもつ特色であり、一方、中世における地域社会の秩序は、地域の在地仏神を媒介に維持されており、相論を経て取り決められた領域秩序の維持を誓約するために村間に交わされる起請文や請文には、地域の仏神の名が書き込まれ、領域秩序を体現する古老は神に近い存在と観念されていた。このように在地（地域）寺社は、従来から地域民衆の信仰の紐帯として重視され、それが地域の平和や身分秩序を実現する機能を有し、さらに広域なネットワークを形成することによって、その地域の社会秩序を体現するとともに、地域の経済秩序をも支える存在となった。地域の代表的寺社が、地域の村々の祭祀への参加を通じて地域社会の身分秩序を維持形成させつつ、山伏等の宗教者に媒介されて相互に結びつき、地域と地域とをつなぐ広域なネットワークを形成していたこと、その中には本来国司や守護が主体となって奉斎される一宮も存在していたが、それさえも地域民衆の信仰拠点の性格を有するものへと変容していった。室町期の守護は個々の地域の莊郷鎮守を保護するとともに、さらに自ら一宮の祭祀を行って一国内の地域秩序を追認ないし吸収することによって、公権者たりえたのである（127）。

讃岐の国人・土豪層と在地（地域）寺社との関係については、細川氏と一宮田村大社・石清尾八幡宮、安富氏と一宮田村神社・白峯寺頓証寺・和爾賀波神社、香西氏と神谷神社、水主氏と大水主社、香川氏と道隆寺・大水上神社、秋山氏と本門寺との関係等の間に具体例が見られる。中世社会で、寄進とは単にものを譲渡するだけでなく、そのことにより、新たな富、そして組織や権力を作り出す行為であった。すなわち、贈与の中には権力が形成される契機が存在し、階層的な権力を構築する手立てとなった。ミシェル・フーコーは、権力とは「下からくる」ものであり、「二者間の二項的な支配関係」では決していないという。下層にある富を自らのもとにいかにか組み込み、どのようにその富を編成するかが、権力を持つことができるか否かを左右する鍵だったのである。このような権力による富の集積と再配分、その最もプリミティブ（原始的、素朴な）なものの一端を、中世では寄進が体現していたのである。従って寄進を媒介として日本中世の社会的権力を俎上に乗せ、その背後に潜む「下からくる権力」に注目する必要がある。一方で重視すべきは、中世は神仏とともにある社会であるということである。神や仏が圧倒的な迫力を以って、人間社会と対峙していたのが中世という時代である。日本中世の慣習法である「大法」の中には、一旦仏神の物となった物は、いかなる理由があるにせよ、元には戻らない、仏神の所有に帰した物は人や僧の物にすることはできない、という法理がある。中世には「物の世界の区別」が存在しており、それが仏物・神物・人物・僧物である。寄進とは、人物を仏物・神物に代える法定な行為そのものであり、仏物・神物を発生させる重要な行為ということになる。

中世後期の地域社会では、中央と在地の媒介環としての莊郷鎮守の役割が重視され、莊郷鎮守は宮座の舞台としても注目された。中世の在地（地域）寺社を中核に形成された地域社会の中で、寺社の祈願や祭祀を通じて地域社会の安穩保持という社会的役割が果たされたのである。中世の在地社会における地域秩序とは、このように在地寺社・宗教者と地域住民が恒常的に有するヒト・モノ・情報のネットワークによって形成され、維持されていたのである。これらの背景には宮座の成立が考えられている。宮座とは、一般に神社の祭祀と経営とを目的に結成された神事組合であると考えられ、讃岐では、観応元年（1350）の金毘羅社八講頭人、永享 9 年（1437）の冠尾八幡御頭、文安元年（1444）の大水上社神人座配、長禄 4 年（1460）の田村大社壁書、大永 4 年（1524）の道隆寺鎮守会頭等の例が挙げられ、14 世紀後半～15 世紀にかけて宮座が成立したとされている。惣村結合が発展してくると、村は地域の守護神に精神的紐帯を求めるとともに、自主的にその祭祀を営もうとして荘園的宮座から惣村的宮座へと移行するに伴い、神事頭役のあり方も変化して、領主や社家から差定する形式から、自主的運営のうちに頭役を持ち回りして継続しようとする傾向が見られた。それ以前のものは、領主による祭祀頭役制であって、自治的な意味はほとんどなかったと思われ、「浪打八幡宮放生会駕輿丁次第写」（宝壽院文書）は、検

校・雇頭・神人が寄合をして作成し配役を決めたが、まだ自治的な成長が未成熟のため、領主側からの補任の証明をもらっており、宮座成立への過渡期的な時期であったと考えられている。彼らは浪打八幡宮の宮座に結集することによって、お互いの結びつきを強めて村々での指導的地位を守ろうとしたが、有力領主たちは彼らを被官化して領国支配を固めていったのである（128）。

中世後期讃岐における国人・土豪層の芸能活動の具体例としては、①神楽・舞楽…冠尾社の「御かくら」、琴弾八幡宮の「舞童・舞楽」、一宮田村大社の「舞童・伶人」、浪打八幡宮の「放生会」、小豆島の「しかく」等が行われ、舞楽面等が白峯寺・頓証寺、青海神社、神谷神社、金刀比羅宮宝物館、石清尾八幡宮に伝来している。②猿楽…本門寺の猿楽、一宮田村大社の猿楽、小豆島の猿楽が見え、散楽面が石清尾八幡宮に伝来している。③白拍子…本門寺の白拍子、一宮田村大社の白拍子が行われている。④流鏝馬…琴弾八幡宮の流鏝馬、小豆島の流鏝馬が行われている。⑤相撲…琴弾八幡宮の相撲、小豆島の相撲が行われている。⑥田楽…前田八幡宮の田楽が行われている。⑦風流踊（風流）…文明14年（1482）に覚城院門前で風流が行われている。

都市的な場としての町場や市・座の形成も、地域社会における人的結合や在地支配の核としての役割を果たしており、そこにも在地（地域）寺社と国人・領主層が関わっていた。応永30年（1423）の「水主神社大般若経函底書」の奥書には白鳥から酒屋・馬尉など37人の奉加が見られ、嘉吉2年（1442）6月日の「仁尾浦神人等目安案」第7条には、「地下家数、今者現して五六百計候歟、大略罷出、相殘家二十間計候也」とあり、仁尾は湊町であると同時に賀茂神社・常德寺・覚城院等の寺社や細川家一族ほかの城下町でもあった。享徳元年（1452）の「琴弾八幡宮放生会祭式配役記」によると、観音寺浦近くの上市（観音寺市大和町・若宮町付近）と下市（同市川原町・上市町付近）から舞車の役を出仕しており、上市・下市が既に市立の段階から常設市ないし町屋として繁栄している。さらに「町之三郎」「町之左衛門三郎」の名が見え、上市・下市のほかにも町家や大工頼家らが居住する職人町や今市等もあって、観音寺は地方都市の様相を呈していた。志度寺の門前町で湊町でもあった志度には、十七度市と呼ばれる市が立ち、その用地として志度寺の本堂の前にまで及んだので、文明5年（1473）の細川政国禁制で院内での伯樂市が停止され、押し買いや賭博も禁止されている。高松石清尾八幡神社の春市は、右馬頭市とも呼ばれ、応安4年（1371）の細川頼之の寄進を記念して、その官途である右馬頭に因んだと伝えられている。このほか、高瀬本門寺の大坊市、坂出西庄天皇社の天皇市、滝宮の天満宮市、丸亀香古寺の地藏市、善通寺の市、本山の本山寺市等があった。さらに八日市（丸亀市津の森）、市場（高松市一宮町）、魚棚（東かがわ市引田町）等が中世にまで遡るものと考えられている（129）。

第2章では文化史の視点から、武士の教養及び文化力が地域社会における国人・土豪層の地位認知を高める（自己卓越化を図る）とともに、上位の政治権力や同位の中間層並びに地域住民との縦・横の人間関係の結合を促進したことを、国人・土豪層の文化芸能活動の実態と人的紐帯という側面から考察した（130）。

室町期には学問に代わって「学文なくして政道成へからず」（今川了俊制詞）とあるように、学文（文字を習い書籍を読むこと）が重視される時代がやってきた。室町期に讃岐国東方守護代として活躍する安富氏は、鎌倉期に六波羅探題をはじめ関東や鎮西探題でも活躍した奉行人という文士の系譜をもつ御家人で、特に正和5年（1316）に六波羅奉行人として所見する安富行長は、室町幕府にも仕え、足利尊氏の側近として彼の右筆を務めた人物として知られている。一方、同じ在京人で六波羅探題下に属していた香川氏は、正嘉元年（1257）の新日吉社小五月会の流鏝馬や乾元2年（1303）の幕府御始において、それぞれ香川新五郎光景、香川五郎が射手を勤めるなど、洛中警固を主な任務とした武士（武官）としての系譜を持っていた。これらの系譜・経歴が後の讃岐国守護代としての在地支配の在り方や性格にも少なからず影響を与えたのではないかと考えられる（131）。

讃岐への禅僧による禅宗や漢詩文等の文化普及は、足利尊氏・直義時代の夢想礎石・無徳至孝、足利義満時代の絶海中津、義政時代の岐陽方秀・横川景三等の来讃が契機となって、在国守護や国人・土豪層の在地領主の間に広まっていったと推測される。また、讃岐には室町後期に足利学校出身の禅僧景政正叔が来讃して、寒川郡得月禅庵も結んで活動していた。

讃岐の国人・土豪層の文事（学文芸能活動）と文化力による人的紐帯の形成について、細川氏の有力な被官であった安富・香西・香川・奈良氏等は主君の交際に同席するためにも、また、自らの地位向上のためにも文芸を身に付け、学文・芸能等の文化的資質を磨いた。安富氏は、応永28年（1421）の堯孝の家集『慕風愚吟集』によれば、細川道歓邸の月次和歌や玉津嶋法楽百首等に被官の安富安芸入道宝城・安富周防入道宝蜜等の参加が見られる。このうち安富宝城・安富宝蜜は、同21年（1414）の頓証寺法楽和歌の詠者の中にも見出すことができ、安

富宝城は讃岐守護代で、安富宝密は細川被官中で特に和歌の数寄者として知られた人物である。文明18年(1485)の管領細川宗家(京兆家)を中心に行われた2月25日の聖廟千句「細川千句」の連衆の中には、讃州座の守護代安富元家が発句を務め、執筆は香西彦二(次)郎長祐が承っている。安富氏は細川被官の中でも最も文芸をよく嗜んだ一族で、応永22年(1415)には安富宝密・宝城兄弟が、亡父の追善のために「詠法華経品々和歌」1巻を頓証寺に、一族の安富盛保は、享徳4年(1455)に和爾賀波神社(三木町)に「三十六歌仙扁額」6枚を奉納している。また、香西元資は自ら勧進して近在の武士・僧侶・神官等29名を誘って連歌会を催し、明応5年(1496)に「神谷神社法楽連歌」1巻を同社に奉納している。長禄4年(1460)の「讃岐国一宮田村大社壁書之事」は、讃岐守護細川勝元が同社関係者に対し守るべき事項を26箇条にまとめて奉行安富筑後入道智安、社家奉行安富山城守盛長、同参河入道宗宜、同安富左京亮盛保を通じて周知したものであるが、その14条には法楽千句田に関する規定が載せられるなど、讃岐における法楽連歌等の国人文芸が盛んであったことを彷彿させる。また、安富氏は猿楽や犬追物も嗜み、文正元年(1466)正月8日には、将軍家に細川殿・右馬頭・安富勘解由左衛門尉が旧例によって相賀し、猿楽をして歌舞献賀を行っている。宝徳2年(1450)8月23日の将軍家の犬追物興行に安富筑後入道(検見役)・安富又次郎・安富次郎(喚次役)が参加したのをはじめとして、寛正6年(1465)4月28日には細川亭で行われた犬追物に安富又三郎が参加して射手を務めている。また、長享3年(1489)8月13日には細川政元が犬追物を行い、香西又六・牟禮次郎・安富又三郎・安富與三左衛門尉・安富新兵衛尉・香西五郎左衛門尉・奈良備前守が参加している。この間、文明15年(1483)12月には有職家多賀高忠から安富元家が犬追物の故実を相伝するなど、安富氏は犬追物に関する有職故実にも秀でていた。

香西氏は元資のときに、香川元明・安富盛長・奈良元安とともに「細川ノ四天王」と呼ばれて細川家内で重きをなした。暦応5年(1342)に夢想礎石を招いて、香西氏居館の南にある泉房の名泉を汲んで茶会を催した。その際、夢想国師はその名水を賞して「泉房記」を賦して香西氏に与えたと『香西記』に記されている。和歌では、応永21年(1414)12月8日に讃岐守護で管領でもあった細川満元が、法楽和歌会を催して詠んだ百首及び三十首和歌を讃岐国頓證寺へ奉納したが、この百首和歌の中に香西常建と香西元資が詠んだ歌が載せられている。長享3年(1489)7月3日の細川政元主催の禅昌院詩歌会にも香西又六・牟禮次郎が列座しており、延徳3年(1491)3月3日には、細川政元が馬の買い付けのために香西又六元長や冷泉爲広らを同行して奥州へ赴き、その途中の3月11日に、加賀国白江荘で細川政元が道端の桜を見て歌を詠み、それに続いて冷泉爲広・香西元長・鴨井元朝も歌を詠んでいる。明応元年(1495)8月11日には香西藤五郎元綱が歌会を主催し、『松下集』の作者である僧正広も参加するなど、中央の公家や僧侶等とも幅広い交友関係を築いていた。連歌においても文明17年(1485)2月25日に香西彦二郎長祐が細川政元の「北野社法楽一日千句連歌」に加わり、以後永正4年(1507)2月25日まで政元の命により御発句御脇付第三の執筆を務めている。明応5年(1496)2月22日には香西元資が勧進して安富元家・元治等の近在の在地武士・僧侶・神官・愛童等を誘って連歌会を催し、「神谷神社法楽連歌」1巻を神谷神社に奉納している。さらに犬追物にも長けており、文明16年(1484)3月9日の細川政元邸での犬追物において、香西孫五郎・香西又五郎・安富與三左衛門尉らが射手を務める(萩藩旧記雑録前編)。長享2年(1488)正月20日、細川政元が犬追物を行い、香西又六・牟禮次郎が参加している(後鑑)。長享3年(1489)正月20日、香西又六元長が細川政元の犬追物で射手を務める(小野均氏所蔵文書)。明応2年(1493)7月7日に細川政元亭の犬馬場で犬追物があり、「天下壯観也。…香西又六、牟禮次郎十二騎」と記されている(蔭涼軒日録)。

福家氏は香西氏の一族であるが(全讃史)、文明19年(1487)3月に福家盛頭が香川郡円座の河岸に別荘を築いて邸中に釣亭を設けて、これを釣月亭と名付け、亭上に掲げる詩賦を前相国寺住持横川景三に依嘱して「詩一首題亭上云」という釣月亭詩1首と鉦1篇を与えられている(「半陶文集」)。夢想礎石を招聘した香西氏と同様に福家氏も漢詩文の素養があったことが分かる。

牟禮氏は香西と同族とされ、『蔭涼軒日録』長享3年(1489)8月12日条には「牟禮・鴨井・行吉等また皆香西一姓の者なり」とある。長享3年(1489)7月3日の細川政元主催の山城国禅昌院詩歌会に、飛鳥井雅親・細川政元・五山僧らとともに香西又六(元長)・牟禮次郎らが参加している。犬追物でも長享3年(1489)正月20日に細川政元が犬追物興行を行い、香西又六・牟禮次郎らが参加している。明応2年(1493)7月7日の細川政元主催の犬追物興行に香西又六・牟禮次郎らが参加するなど、主家である細川政元主催の犬追物行事に香西又六と行動を共にして参加している点に特徴がある。

鴨居(井)氏は、『蔭涼軒日録』文明17年(1485)12月24日条に「鴨井美濃守」が細川政元被官として、同書の延徳3年(1491)3月3日条には「鴨井藤六」が政元公伴衆として確認される。「鴨井美濃守」は、主君の細

川京兆家に対して文明 17 年（1485）より毎年 12 月に、御歳暮として「江鼓五十把」を贈ることを恒例としていた。長享 3 年（1489）8 月 12 日条には「牟禮・鴨井・行吉等、亦皆香西一姓者也」とあり、そのため、延徳 2 年（1490）9 月 9 日には、鴨居元高が香西五郎左衛門・香西忠兵衛・行吉らと共に、細川政元母の奈良・長谷参詣に随従し、同 3 年（1491）3 月 3 日には、「細川政元、奥州へ行く。香西又六（元長）・牟禮次郎・同弟新次郎・鴨井藤六ら十四騎が御供する」とあり、鴨居藤六元朝が香西又六元長・牟禮次郎元遠・同弟新次郎らの若衆と共に、細川政元の奥州下向に随従している。明応元年（1492）8 月 4 日には鴨居美濃守元高の推挙によって香西千寿丸が北野社より妙法院門跡領野原を請け負っている（『北野社家日記』）。このように鴨居（井）氏は、香西党の一員として牟禮・行吉氏らと行動を共にしていることが分かる。和歌では、『実隆公記』延徳 2 年（1490）8 月 20 日条に、細川被官の鴨井藤五郎（元朝か）が張行して「定家影供百首」を行い、上原元秀・波々伯部盛郷・同盛賢・安富四郎右衛門尉元信が参席し、竹園・摂家が詠を寄せている。また、延徳 3 年（1491）3 月 3 日に、細川政元が馬の買い付けのために奥州へ赴いた際、冷泉為広や香西又六元長・鴨井元朝らが同行し、途中の 3 月 11 日に加賀国白江荘で細川政元が道端の桜を見て歌を詠んだの続いて冷泉為広、香西元長、上原元秀、鴨井元朝、波々伯部元教も続けて歌を詠んでいる。蹴鞠は、室町時代には和歌・連歌・茶の湯等ともに武家の嗜む文事の 1 つとなっていた。歴代将軍は在京の大名・守護等を交えて蹴鞠の会をしばしば催し、蹴鞠の会を盛大に開催することは在京武士の 1 種のステータスともなっていた。文明 18 年（1486）9 月 11 日に甘露寺親長亭で催された蹴鞠会に武家会衆として参加した中に「鴨居某」の名が見える。当時は蹴鞠師範飛鳥井家の門弟となって初めて公式の蹴鞠会参加資格が得られたので、鴨居氏もこの時期には飛鳥井家の門弟になっていたものと思われる（132）。

滝宮氏は、和歌では、『実隆公記』明応 5 年（1496）7 月 18 日条に「讃州滝宮廿六人歌仙源公忠朝臣・忠峯・平兼盛・中務四人板也、歌依細川被官人所望染筆了」とあり、三条西実隆が所望されて、細川家（管領細川政元）の被官人が讃州滝宮社に奉納する三十六歌仙扁額に歌を染筆している。康暦年間（1379～80）に細川頼之が再建した滝宮社の社殿に掲げたものであろう。中央文化における歌仙絵扁額の流行が地方普及の潮流の中で現出したものと考えられる（133）。

前田氏は、『師郷記』文安 4 年閏 2 月 18 日条には「管領被官号前田者」と見え、享徳元年（1452）の京兆家犬追物には前田次郎右衛門尉が参加するなど（『犬追物手組日記』）、管領細川京兆家の内衆として京都に宿所を持って犬追物の他に囲碁や田楽の文化芸能活動を行っている（134）。

香川氏は、室町幕府管領細川京兆家に仕え、細川氏の守護領国である讃岐の守護代を務めた。連歌では、延徳 2 年（1490）5 月 14 日に香川元景が將軍足利義材の連歌の発句を得て張行している（『北野社家日記』）。明応 7 年（1498）2 月 1 日には香川氏の初卯発句に冷泉為広が出席している（『為広卿詠』）。また、流鏝馬・犬追物では、『経俊卿記』正嘉元年（1257）5 月 11 日条に「新日吉社小五月会流鏝馬交名」の一番射手として香河新五郎（光景）の名が見え、乾元 2 年（1303）正月 14 日には香川五郎が御的始の射手を勤めている。

奈良氏は、伊勢家の『弓馬秘説（犬追物日記）』には、文明 6 年（1474）6 月 4 日条に「犬追物興行、後戌網者手組事 奈良修理亮殿（十三疋）」、長享 3 年（1489）8 月 13 日条に「於細川政元亭犬追物興行、下手 奈良備前守（五疋）」とあり、細川家内衆の 1 人として騎手として参加している。

近藤（麻）氏は、細川頼之に、讃岐の近藤平次兵衛盛政が弓矢の故実や文道の心を持って義を専らとし、道を嗜む人物であるとして、京都に呼び出して將軍の傍に仕えさせている。応安 2 年（1369）以後は在京して讃岐守護細川氏の被官として仕えていたと思われる。また、『蔭涼軒日録』文正元年（1466）閏 2 月 7 日条には、細川満元は麻氏の清貧で風流を愛する生き方を武士の鑑であると称賛している。

讃岐秋山氏は、応安 5 年（1372）3 月 2 日付の沙弥日高（秋山泰忠）置文で、我が子中納言房の人間形成について学問に力を入れるよう命じている。また、文和 2 年（1352）3 月 5 日の「源泰忠置文」第 4 条で、氏寺である本門寺（高瀬大坊）の 10 月 13 日の法会に際しては、日蓮上人の忌日にあたるので、一族・一門を挙げて、心を一つにして毎年、白拍子・猿楽・殿原芸を興行するなど誠心誠意勤めなければならないと戒めている（135）。

第 3 章では贈与論の視点から、歴史を見直し、中世後期讃岐における国人・土豪層の贈答文化の諸相と武家儀礼の実態を通じて、中世人の先例重視や相当の儀と呼ばれる衡平観念、献上・下賜儀礼による主従関係の再確認行為が果たした役割と機能について考察した（136）。

鷹文化は、鎌倉中期以降、関東御家人の西遷によって西国にも広まり、中世武士と鷹との関係は日常的なものとなった。室町期には鷹狩が定着し、室町幕府は公家の放鷹や諏訪流鷹術を摂取して大名・守護の鷹狩を公認す

る一方、幕府へ鷹を進上させ、幕府並びに大名・守護は天皇に「鷹の鳥」の献上を行うようになった。讃岐の国人・土豪層の鷹狩文化と鷹贈答文化との関係については、管領細川政元の内衆で明応 6 年（1497）に山城国守護代となった香西元長が、同 7 年 12 月に南山城で鷹狩を催しており、安富元家は永正元年（1504）4 月吉日付「細川家書札抄」（高松松平家蔵）に「自御屋形鷹二・鳥十・鯛一折、被送下候、祝着畏入候」とあって、主君細川政元から鷹・鳥・鯛が送られている。明応元年（1492）11 月 16 日に香川備中守息の香河五郎次郎は鷹野に往っている（蔭涼軒日録）。永正 4 年（1507）6 月の管領細川政元死後の混乱（永正の錯乱）による細川高国派と同澄元派の抗争の中で、讃岐高瀬郷の土豪秋山源太郎は一貫して澄元派に属して、澄元の実家である阿波守護家や淡路守護家に接近して活動している。秋山家文書には、（年欠）7 月 5 日付秋山源太郎宛細川氏奉行人葉師寺長盛書状に「就中、重寶之鷹給候」、同 10 月 29 日付細川氏奉行人春綱書状に「就鷹之儀、石原新左衛門尉其方へ被越候、可然様御調法候者、可為祝着之由例、諸事石原方可被申候間、不能巨細候」と鷹を調教しており、同 11 月 9 日付細川氏奉行人春綱書状には「なくさミのためゑつさい所望之由」と観賞用の雀賊（悦哉）を所望され、同 12 月 27 日付細川氏奉行人春綱書状で「鶴二居致披露候處祝着之旨以書札被申候」と鶴を贈るなど、讃岐秋山氏の在地における鷹狩の実態と鷹の進上を通じた細川氏在京奉行衆との密接な繋がりを窺見することができる。このような鷹の贈答や所望に関する在地武士と大名・守護家との関係や進上・下賜の手続きは、そのまま両者の主従関係（支配・従属）の確認や在地支配の一環として機能したと考えられる。戦国期になると、三好長治が元龜 3 年（1572）冬に国中の諸将を集めて山田郡木太郷で鷹狩を行い、多度津雅楽助・大林三郎左衛門が参加している。また、この頃、鷹の道に通じた武将として香川氏家臣の多田刑部の名が見え、羽床伊豆守政成が綾川で採れた白鳥を阿波屋形へ進上している（南海通記）。(137)。

太刀と馬は、鎌倉幕府では御家人から将軍への献上品であり、以後も武家における代表的な贈答品となっていた。室町幕府の年頭祝儀では、大名は太刀と馬代銀（または馬・金・銭）、歳暮祝儀では御服（小袖）が一般的であった。太刀折紙の進上は格別で、その作法も複雑であった。康応元年（1389）3 月 8 日に 3 代将軍足利義満は讃岐極楽寺宝蔵院に太刀を奉納している（紫雲山極楽寺宝蔵院古暦記）。『蔭涼軒日録』によれば、讃岐国根来寺には天人が蓮の繊維からとる糸で織ったと伝える「浄土曼荼羅」が所蔵され、寛正 3 年（1462）8 月にそれが讃岐守護細川持賢から 8 代将軍義政に献上され、翌 4 年 4 月に義政から太刀と馬が下されることとなり、持賢がその礼を述べている (138)。文明 11 年（1479）11 月 14 日には安富新兵衛元家より多聞院の道恩承仕に太刀 1 振を給われた（多聞院日記）。延徳 2 年（1490）正月 15 日には「今日修正牛玉并卷数進之所々事、…安富新兵衛尉（元家）同（牛玉・卷数遣）」とあり、同年 3 月 3 日に安富新兵衛（元家）方を訪ね「千疋・太刀金当座ニ納也。奏者斎藤修理亮（安富寄子）方也」とある（北野社家日記）。延徳 3 年（1491）2 月 4 日に安富筑後守（元家）が「太刀金・卷数」の御礼に参上した（北野社家日記）。本門寺文書の（年不詳）5 月 16 日付け橋本坊宛「細川晴元卷数請取状」には「当月祈祷卷数給、…仍太刀一腰進之候」とある。本願寺光教の日記『天文日記』天文 16 年（1547）7 月 7 日条によれば、讃岐より香西五郎左衛門の使者が都築石見守と同道して光教に拝謁して太刀を贈り、翌 8 日にも香西五郎左衛門が、摂津石山本願寺光教に太刀を贈っている。

馬は神の乗り物とされ、神聖で高貴という観念が存在していた。古来、狩猟儀礼と騎射儀礼はセットで執り行われてきた。弓射儀礼は年の初めに邪気の発生を予防し国家を鎮護するためのものであり、各国一宮の神事における武芸（弓馬の芸）の奉仕が武士身分の認定にも大きく影響していた。室町期には、八朔の儀礼が公式儀礼として整備され、幕府から朝廷への進物が 8 代将軍足利義政の頃から太刀と馬に固定された。こうして馬は実践の場を離れ、儀礼の場において一層重要な位置を占めるようになり、家臣から主君へ献上され、主君から家臣に下賜されることで、主従関係をより強固なものとする媒体の役割を果たした。応安 7 年（1374）9 月 28 日に讃岐守護細川頼之は金蔵寺塔婆造営の勧進について馬 1 匹を奉加している（金蔵寺文書）。永享 3 年（1431）8 月朔日の八朔祝儀として細川氏より「太刀・銚子提・杉原三十」が九条家に進上され、御返しとして細川氏に馬（白月毛）・太刀があった（九条家歴世記録）。讃岐国三野郡の文安 3 年（1446）2 月 7 日付「本門寺定書」には、本門寺を出て地方へ移る僧に対して、音信として馬・牛・太刀・刀等を届けるよう定めている（秋山家文書）。(139)

弓矢は武士の象徴とされてきた。讃岐秋山氏から淡路守護家へ送られたものに弓矢・弓弦、からすの羽、矢の根があった。武具の進上には、弓・鎧・腹巻・甲鉢・髓当・籠手・毛・刀鍛冶等があったが、延徳 2 年（1490）閏 10 月 25 日に安富新兵衛尉元家が、将軍足利義材から賜った具足の御礼に具足を以て参上している。扇は「遣唐（外貨獲得）の為」の輸出品となり、中央の公家や武家との遣り取りには必需品であった。異称を「五明」といい、扇を進上する場合には、扇の 1 包（10 本）や 5 本等の場合も檀紙・杉原・鳥の子紙等で包んで、水引がか

けられているのが普通であった。明応元年（1492）11月15日に雲英宗悦（使者九峰宗成）が香河備中守息五郎四郎に「書扇一柄、引合十帖」を贈っている（蔭涼軒日録）。明応2年（1493）正月10日には雲英宗悦・九峰宗成・春容慈藤が香河備中守宅から帰った後、扇1本を贈り、同年6月18日には「羽田源左衛門持團扇一柄来、年々嘉例也」（蔭涼軒日録）とある。扇は一般的に祝儀の品で、正月や6月に嘉例として献上されたが、6月晦日の扇は、6月祓（夏越の祓）との関連からみて、穢れを払う意味があったと考えられる。讃岐秋山氏関係では、（年不詳）2月朔日付の秋山源太郎宛細川氏奉行人春房の書状に「五明五本進められ候、目出度く存じ候」とあり、扇5本が淡路守護細川尚春に贈られている。紙は貴重で、文明17年（1485）6月2日に安富元家が蔭涼軒に赴き、「丹後紬・檀紙」を贈り、長享3年（1488）6月2日にも安富元家は蔭涼軒に赴いて「丹後紬一端・小高檀紙十帖」を贈り、「天下名士也」と評されている。天正19年（1591）2月15日には宇多津西光寺から石山本願寺の准如へ檀紙50枚、顕尊へ同30、下間頼廉へも同30を進上し、礼状を受け取っている。衣服の贈答については、衣替えの季節とも関係していて、文明17年（1485）6月2日に安富元家が蔭涼軒に赴き、「丹後紬」を贈っている。明応元年（1492）11月15日には香河備中守方より「練面二（柳色・榎色）」が贈られている（140）。

酒関係では、文安4年（1447）正月19日に興福寺大乘院門跡経覚が香西豊前入道に「樽二荷・鏡・柿」を、同年閏2月16日には香西五郎左衛門に「樽一荷・柿」を遣わしている。文正元年（1466）閏6月4日に安富勘解由左衛門尉は、「両樽金物・羊羹・生雲海雲海恐雲母・生海苔、食籠一對・粽子一折・松露一盆」を蔭涼軒に贈っている。長享3年（1488）7月3日に細川政国主催の禅昌院詩歌会に大平中務丞兵衛四郎・香西又六・牟禮次郎が列座し、「齊三汁四菜・酒二行・七菓・茶」が出されている。延徳4年（1492）6月28日に細川右京兆が香河備中守宅に相伴衆13員を伴って来臨したので、「三百膳」を調えたとある。天文12年（1543）5月10日には当番で讃岐国福善寺が本願寺に「樽」を持参してきた。讃岐では、永禄元年（1558）の「香川之景判物」（観音寺市麴組合文書）によれば、香川之景の先代元景の時代から、室本地域では麴商売の独占的生産と売買が行われ、王子大明神（現皇太子神社）を本所とする麴座が成立していた（141）。

特産品として松茸・松、焼塩・塩、アミ（醬蝦）・鱮・煎蠟、豊の表、江鼓（近江産の納豆）、丹瓜・丹栗（丹波産の瓜・栗）、榴実、串柿、堆朱・香合、辛螺（にし貝）、その他（折敷、金物・羊羹・生雲海雲海恐雲母・生海苔、食籠・粽子・松露、菓等）が贈答された（142）。

讃岐の国人・土豪層の文化芸能活動については、室町期には都鄙をまたいで公家・武家・連歌師らが織りなす室町社会の寄合空間が創生され、和漢の文学に対する教養や共通の文化的基盤が形成されたため、香西氏と夢想礎石、細川氏と絶海中津、香川・安富氏と岐陽方秀、福家氏と横川景三等の五山僧との交流による漢詩や、和歌会や連歌会を通じて安富・香西・牟禮・鴨井・由佐・大平氏が活躍するとともに、讃岐出身の伴阿弥（周阿）・宗鍵・宗全も連歌師として名声を得ている。蹴鞠の分野でも文明18年（1486）9月11日に甘露寺親長亭で蹴鞠会が催され、武家会衆として「鴨居某」が参加しており、明応4年（1495）5月11日には鷹司父子が近衛政家邸に来て鞠会を行い、鴨井孫次郎が頭役を務めるなど、細川氏被官の中では特筆すべき活動をしている（143）。

芸能の分野では、貞和6年（1350）に冠尾社で「御かくら」が行われ、青海神社の神主家には鎌倉時代の舞楽面2面等4点の仮面、神谷神社には2面、金刀比羅宮にも1面の仮面が伝存し、文明12年（1480）には石清尾八幡宮の猿楽（能）面が造られるなど、中世讃岐における神事猿楽の徴証が得られる。享徳元年（1452）の琴弾八幡宮放生会祭式には、舞童、伶人、神楽男、相撲人等が行列に加わっている。小豆島では、明応6年（1497）に利貞名外5名が共催で猿楽・相撲・流鏑馬・放生会等を行っている。文正元年（1466）正月8日には細川殿・右馬頭・安富勘解由左衛門尉が旧例により相賀し、猿楽歌舞献賀を行っている。武芸の分野では、永和4年（1378）3月27日に足利義満の新亭花御所で犬追物馬場始が行われ、管領細川頼之や細川頼元等着座のもとで細川弥九郎が射手を務めたのを始めとして、宝徳2年（1450）8月23日の犬追物興行には香川信濃守・安富筑後入道（検見）・安富又次郎・安富次郎が射手として参加している。以降、幕府や細川京兆家主催の犬追物興行では安富・奈良・香川・香西・牟禮・大平氏が射手を務めている。明応2年（1493）7月7日には細川政元亭の犬馬場で犬追物があり、「天下壯観也。…香西又六、牟禮次郎十二騎」と記されている。高松藩の『東讃郡村免名録』には「山田郡三谷村犬の馬場免」「鶴足郡中通村皆野免犬の馬場」という免・字名がみられ、前者の「犬の馬場」は三谷弥七郎景清が室町期に射手の名手であったこともあり、犬追物に関わるものとして注目される（144）。

流鏑馬も明応6年（1497）正月に小豆島で利貞名他5名が共催して相撲・流鏑馬・放生会・後宴猿楽が行われている。武家故実については、文明2年（1470）に上原兼家が安富蔵人より『雑秘抄』を借写しおり、文明15年（1483）には多賀高忠が安富元家に犬追物の故実を相伝している。また、永正元年（1504）には安富勘解由左衛

門尉元盛自筆本の『細川家書札抄』を常金が書写している。仏画・肖像画の寄贈も行われ、永享 8 年（1436）に江甫山城主源伊予守信之が、狩野元信筆と伝えられる「不動明王二童子像」1 幅を観音寺に奉納している。弘治 3 年（1557）には西谷城主西谷藤兵衛の肖像が描かれ、前永平寺住持山春林叟の賛が入り、元龜 3 年（1572）には同妻の肖像画に鶴山の賛が入っている（145）。

讃岐の国人・土豪層の饗応活動については、延徳元年（1489）に（香西）五郎右衛門尉宅で宴があったと『蔭涼軒日録』に記されている。香西五郎右衛門尉が細川政元の使者として蔭涼軒主との連絡交渉役を務めていたためであろう。延徳 2 年（1490）には相国寺瑞春軒で齋会が行われ、齋前に主位の安富新兵衛が「三百匹」を持ってきて、京兆之通長阿・安富通福阿、その他皆烏帽衆、安富依子被官が続き、「齋三汁十四菜、中湯三返、菓子七種、茶」が出ている。また、同年には右京兆が香河備前守宅へ御相伴衆 13 員を伴って来降したので、「三百膳」を調えている。明応 6 年（1497）に香西又六が山城守護代就任への遣使の礼に来たので、近衛政家は「盃」を給している。さらに、同年には在国小豆島の岩吉名において「酒飯肴共米一斗二升入候、しかくの酒三升…かわらけ三仕候也」と宴席が設けられている。このように中世の宴会において、土師質土器（かわらけ）が酒盃として大量に使用され、儀礼的な共同飲食が中央から地方に至る広範な範囲で再生産され、社会的な統合・秩序を刷新する機能を果たしていたと考えられる。

茶会も流行し、室町中後期には会所と庭園がセットとなった空間構成が守護や国人あるいは戦国武将居館のモデルとなって、茶の湯文化と庭園文化が各地に広まり定着した。永享 2 年（1430）に室町殿が庭を造り、同年に細川右京太夫も京都の自邸に作庭している。香川・安富氏等の細川家内衆の在京住居地も、細川邸付近に群居しており、同様の造りの邸宅を営んでいたものと思われる。在国讃岐においても守護細川氏の宇多津館、東方守護代安富氏の津田館（津田町神野御殿）、西方守護代香川氏の多度津館、香西氏の佐料館（鬼無町佐料）等も同様の造りであったと想像される。中世城館跡の発掘遺物からも、雨滝城跡から徳利や中国製陶磁器（白磁皿・染付皿・椀類・天目釉器）、土師質土器（皿・椀・甕・壺・鉢・摺鉢等）が多数出土している。特に天目釉器や染付皿等は当時茶人に珍重されていたので、安富氏の城館でも茶の湯が行われていたものと考えられる（146）。

この頃、入浴施設の風呂も公家や寺院・武家等に造られた。俊乗房重源は 13 世紀初めに善通寺に湯屋を設けている。寺院内の風呂は、文明元年（1469）の林間（淋汗で風呂の意味）記録には、風呂を営み、茶菓・果物・酒食を供した催しがしばしば行われた。延徳元年（1489）には近衛家の風呂が完成し、その後に親しい公卿等を招いて繰り返し湯が立てられたことが記されている。公家たちにとって「入風呂」は、気の合う仲間と日永一日かけて行う娯楽的行事であって、茶の湯や連歌等当時流行の芸能に興じるなど一種の文化的サロンの役割を果たしていた。武家の邸宅内にも風呂が設けられ「風呂御成」等の文字が諸所に見られるようになるなど、「風呂始」は単なる儀式ばかりでなく、一種の娯楽となっていた。大寺院では施浴といって寺僧の入浴後に参詣者や近隣の人々に浴室を解放し、地方寺院でも諸人への施浴の開放が進んだ。施浴は、12 世紀後半以降に一般化し、追善・逆修等を目的とする施浴・湯屋の建設、湯船や湯釜の鋳造、湯屋用の寄進が頻繁に行われるようになった。14 世紀初頭には、惣村の湯屋もつくられ、惣村結合の重要な場をなしたと思われ、湯屋が惣村結合の重要な場として機能していたことを象徴的に示している。南北朝期には禅宗寺院の宿泊施設に風呂が付く丹過湯が普及し、細川頼之が絶海中津のために設けた宇多津普濟院や香西氏が夢想礎石を招いて宿泊施設とした宗玄寺にも、旦過寮または仮宿院・接待庵にあたる宿泊施設に風呂が設けられており、それぞれの迎賓館的性格を持った禅宗寺院ではなかったかと推測される。また、高松藩の『東讃郡村免名禄』には「三木郡池戸村風呂免」の免名や各地に「風呂谷」等の字名が伝わり、現在でも石風呂施設が香川県内に遺存しており、かつて惣村結合の重要な場として機能していた可能性が想定される（147）。

註

- （122）五味文彦は、中世には風景、身体、作法の思潮があった（『日本史の新たな見方、捉え方—中世史からの提言—』敬文舎、2012 年、12 頁～23 頁）、湯浅治久は、中世は神仏と共にある社会で、神仏が圧倒的な迫力をもって人間社会と対峙していた（『中世の富と権力—寄進する人びと—』吉川弘文館、2020 年、5 頁）、清水克行は、室町期の社会は各社会集団が自律的な「法」をもって対峙しあう多元性を特徴としていた（『室町社会史論—中世的世界の自律性—』岩波書店、2021 年、3 頁～7 頁）、松園潤一郎は、室町・戦国時代は権力の多元性・重層性を特色とし、地域的権力が成立していた（『室町・戦国時代の法の世界』吉川弘文館、2021 年、4 頁）、と述べている。川岡勉は、中世の西国社会（中国・四国地域）の特質について、①京都への指向性の強さと西国の自立性の弱さ、②京・畿内の国家と諸権門を支える重要な基盤、③西国における水運・水

- 上交通の重要性、④地域内の社会的秩序における国衙の重要性、⑤百姓の成長や村落結合の強さは畿内ほど顕著でない、⑥東アジア世界との関わり、の6点を挙げている(『中世の地域権力と西国社会』清文堂、2006年、7頁～11頁)。
- (123) 国島浩正「東寺領善通寺一円保の成立について」、「同(二)」『香川史学』第7、9号、香川歴史学会、1978年、3頁～16頁。1980年、13頁～20頁。棚橋光男「嘉吉乱に関する一史料―讃岐国仁尾浦神人等言上状―」『日本史研究』第192号、日本史研究会、1978年、45頁～59頁。田中健二他『香川県の歴史』山川出版社、1997年。同「中世の讃岐国入香西氏についての研究」『香川大学教育学部研究報告』第7号、2022年、1頁～15頁。同「京兆家内衆・讃岐守護代安富元家をめぐる二、三の問題」『香川県立文書館紀要』第10号、2006年、33頁～40頁。唐木裕志「中世後期・近世初頭における讃岐の法華宗の展開について(上・下)―宇多津の本妙寺を中心に―」『香川の歴史』第3号、第4号、香川県、1983年、12頁～22頁。1984年、35頁～43頁。橋詰茂『瀬戸内海地域社会と織田権力』思文閣出版、2007年。唐木裕志・橋詰茂編『中世の高瀬を読む①～③』高瀬町教育委員会、2000年、2002年。同編『中世の讃岐』美巧社、2005年。古野貢「地域支配における室町幕府―守護体制とその変質について―細川京兆家分国讃岐国を素材に」天野忠幸他編『戦国・織豊期の西国社会』日本史史料研究会企画部、2012年、253頁～279頁。守田逸人「中世讃岐国の地域史」鎌倉佐保・木村茂光・高木徳郎編『荘園研究の論点と展望―中世史を学ぶ人のために―』吉川弘文館、2023年、28頁～31頁。山崎ゆり子「讃岐国長尾荘―その成立と領有の変遷―」『香川の歴史』第6号、香川県、1986年、73頁～76頁。野中寛文「讃岐武士団の成立―『綾氏系図』をめぐって―」『四国中世史研究』創刊号、1990年、20頁～42頁。片桐孝浩ほか『中近世土器の基礎研究VI』日本中世土器研究会、1990年。上野進「海に開かれた中世寺院―讃岐国道隆寺を中心として―」『調査研究報告』第4号、香川県歴史博物館、2008年、31頁～41頁。同「讃岐国白峯寺の成立と展開―近世初期における地方顕密寺院の動向―」橋詰茂編『戦国・近世初期西と東の地域社会』岩田書院、2019年、325頁～347頁。川島佳弘「天正五年元吉合戦と香川氏の動向」同前、15頁～37頁。市村高男・上野進・渋谷啓一・松本和彦編『中世讃岐と瀬戸内世界―港町の原像(上)』(岩田書院、2009年)には、市村高男「中世港町仁尾の実像と瀬戸内海海運」、萩原憲司「中世における引田の位置と景観」、上野進「中世野原をめぐる寺社と領主」、渋谷啓一「古・高松湾と瀬戸内世界」、松田朝由「中世石造物の流通から見た讃岐の地域性と野原」、松本和彦「野原の景観と地域構造」「中世宇多津・平山の景観」、乗松真也「中世港町の漁撈集団」、北山健一郎「中世港町の地形と空間構成」が、同編『中世港町論の射程―港町の原像(下)―』(岩田書院、2016年)には、佐藤竜馬「伊勢御師が見た讃岐」、上野進「中世志度の景観」が収載されている。嶋中佳輝「戦国期讃岐安富氏の基礎的研究」『四国中世史研究』第16号、四国中世史研究会、2021年、77頁～96頁。同「戦国期細川・三好権力の讃岐支配」『四国中世史研究』第17号、四国中世史研究会、2023年、37頁～55頁。織野智子「伊勢御師にみる「家」制度と結合の力学：白米家を事例として」『ミュージアム調査研究報告』第9号、香川県立ミュージアム、2018年、5頁～17頁。同「山城国守護代香西又六」『歴史民俗協会紀要』高松市歴史民俗協会、2017年、31頁～55頁。山之内誠「中世讃岐国善通寺における伽藍造営と建築：地方顕密寺院としての特質」(東大：学位論文)、2000年。『香川歴史紀行―古から未来への架け橋―』(香川歴史学会、2013年)には、上野進「中世の港町・野原をめぐって」、松田朝由「讃岐中世石造物の系譜」、芳地智子「仁尾における飢餓の身売り」等が発表されている。
- (124) 塩原勉「社会秩序」『日本大百科全書11』小学館、1986年、284頁～285頁。松本隆志『「贈与論」から見る秩序問題―潜在的闘争関係を抱える危うい秩序―』『日仏社会学会年報』第25号、2014年、113頁～130頁。マルセル・モースは、贈り物の循環によって社会的絆が恒常的に再生する仕組みを「全体的給付体系」といい、全体的給付としての贈り合う関係が、対立し合う諸集団または諸社会の間で緊密な絆や協力関係を構築するために作りだされたという。モースの『贈与論』によれば、貨幣だけではなく、「礼儀、饗宴、儀礼、軍事活動、婦人、子ども、舞踏、祭礼、市」もまた「媒介物」であり、それらが循環する諸領域は、人々の経済生活、道德性格、宗教的生活、そして政治的生活すべてに行き渡っている。デヴィッド・グレーバーによれば、贈り合うことで創出される階層的な社会関係は、古代社会に限られる現象ではなく、市場交換と国家による再配分の発展した近現代社会においても偏在しているとし、「借りたものは返さなければならない」という道德を「負債の道德」と表現している(若森みどり「贈与―私たちはなぜ贈り合うのか―」橋本努編著『現代の経済思想』勁草書房、2014年、87頁～112頁)。盛山和夫『制度論の構図』創文社、1995年、iv頁、221頁～236頁。盛山和夫・海野道郎編『秩序問題と社会的ジレンマ』ハーベスト社、1991年、64頁～69頁。大澤真幸「混沌と秩序」二宮宏之他編『岩波講座・社会科学の方法』第X巻、岩波書店、1994年、301頁。特定の社会における秩序のあり方は多様であり、時として重層的であり、また時として対立的・補完的であって、それらが相互に関連して存在しているので、個々の秩序を構造的に位置づけることが殊に重要である(藤井壤治「安定期における秩序の構造」『日本史研究』第319号、1989年、1頁～2頁)。タルコット・パーソンズ著、稲上毅・厚東洋輔訳『社会的行為の構造』第1分冊、木鐸社、1976年、148頁～156頁。トマス・ホップズ著、水田洋訳『リヴァイアサン』岩波文庫、1992年、213頁。井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『権力と支配の社会学(岩波講座：現代社会学16)』岩波書店、1996年、23頁～45頁、67頁～84頁、195頁～215頁。

- (125) 関幸彦『武家か天皇か―中世の選択―』朝日新聞出版、2023年、63頁～65頁。石川英昭『中国古代礼法思想の研究』創元社、2003年、111頁。桃崎有一郎『礼とは何か―日本の文化と歴史の鍵―』人文書院、2020年、55頁～59頁、79頁、88頁、96頁、111頁、195頁～196頁、202頁、212頁、219頁、227頁～230頁、287頁～290頁。同『中世京都の空間構造と礼飾体系』思文閣出版、2010年、577頁～530頁。金子拓『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、1998年、293頁～297頁。金子拓「日本中世における政治秩序の形成と構造」学位論文要旨、1997年、365頁～367頁。室町殿とは、元来3代将軍足利義満が永和4年（1378）に北小路室町に造営した邸宅に因む呼称で、やがて将軍在職の有無とは無関係に足利将軍家の家督の総称となった（森茂暁「斯波義将の特異な文書―前管領が出した御判御教書―」『日本歴史』第912号、72頁）。室町殿から授与された栄典には、①幕府の推挙による朝廷からの官職・位階の叙任、②将軍の名前の一文字を与える偏諱、③将軍の直臣として幕府内の家格を与える、④塗輿・毛氈鞍覆・白傘袋・書札礼など待遇面の改善、があった。これらの栄典授与に対して、授与される側からは「御礼」として、進物や多額の礼銭を進上するのが常であった。例えば、①任官の場合、四職大夫への任官には太刀・馬・50貫、守護が代々の家の官途に任官する場合には太刀・馬・20貫ないし30貫、先例のない官への任官は太刀・馬・100貫以上であった。②一字偏諱の場合、「義」は太刀・馬・100貫、「晴」「輝」は太刀・馬・30貫、③相伴衆・御供衆に列する場合、基本は太刀・馬のみだが、礼銭20貫～100貫を出すこともある。④毛氈鞍覆・白傘袋・御紋は、太刀・馬・30貫ないし50貫であった。なぜ大名たちがこれらの栄典を欲しがったのか。その背景には政治的理由があった。室町幕府は幕府独自の栄典を創出し、それをうまく活用して、大名たちからの求心力を維持し得た側面が大きかった（木下聡『中世武家官位の研究』吉川弘文館、2011年。同「足利将軍から授与された『栄典』は、役に立ったのか？」山田康弘編『戦国期足利将軍研究の最前線』山川出版社、2020年、121頁～141頁）。1979年、フランスの社会学者ピエール・ブルデューは、人々が持つ文化的な財や能力による階層の差異化・序列化、特に生活様式や趣味が階級を再生産する戦略と如何に関わっているかを分析し、支配階級が正統とされる趣味（正統的文化）を生まれつき身に付いたかのように振る舞い、自己を被支配階級と区別して際立たせ、この階級分化と階級構造を維持していく基本原理として「ディスタンスション（卓越化）」という概念を提示した。卓越化とは、他者から自分を際立たせることで、これが階級分化と既成階級構造の維持の基本原理となるという。この概念を援用して「礼の秩序」を理解することも可能ではないか。すなわち、社会空間は経済資本・文化資本・社会関係資本を主な指標として、差異化され、階層化され、差別化されており、人々は自分を取り巻く差異の確認作業を行いながら生活しているといえる。支配階級は卓越化の感覚を持って他者よりも上品で優雅な卓越した存在として自らを提示する行為（ディスタンスション）を行い、中間階級は自分たちの上位に位置する支配階級に到達したいという素朴な欲望と根源的な上昇志向を持って、それに近づこうとする文化的善意を特徴とし、庶民階級は最初から一定の経済的・文化的条件によって規定された限界内での選択しかできず、その慣習行動は、避けがたいものへの忍従、己の射程内にあるものの甘受、現に提供されている客観的可能性に自分を適応させていこうとする努力など、一言でいえば「順応の原理」によって特徴づけられている。（ピエール・ブルデュー著、石井洋二郎訳『ディスタンスション―社会的判断力批判―』Ⅰ・Ⅱ、藤原書店、1990年。石井洋二郎『差異と欲望―ブルデュー「ディスタンスション」を読む―』藤原書店、1993年、9頁～10頁、49頁～59頁、189頁、209頁～227頁）。
- (126) 社会的結合（ソシアビリテ）の概念を歴史学に本格的に採り入れたのは、フランスの近代史家モーリス・アギュロンである。アギュロンは、人と人の社会的結合がどのようにして成立するのかを問うことから出発し、政治はそうした社会的結合を自らのうちに含むものとしてあると考え、政治そのものの読み直し作業を行った。いわば「小さな政治」から「大きな政治」を読み返していったのである。これまで、歴史学は社会的結合関係を大きく階級と民族という2つの枠組みによって捕捉しようとしてきた。しかし、このような大前提から出発したのでは、歴史的現実を捉えきれないという自覚から発して、人間社会の根底にある人と人との結び合う絆のありようを、端緒まで立ち戻ってかえそうと企図したのが、ソシアビリテの歴史学である（二宮宏之「参照系としてのからだところ―歴史人類学試論―」『二宮宏之著作集 3・ソシアビリテと権力の社会史』岩波書店、2011年、21頁、40頁～41頁。同「ソシアビリテの歴史学」『歴史学再考―生活世界から権力秩序へ―』日本エディタースクール出版部、1994年、47頁～52頁。本郷恵子「中世の発心と往生」『日本歴史』第545号、1993年、19頁～37頁。平雅行は、日本の中世社会における在俗出家（出家入道）の盛行要因について、①歴史的前提として9世紀中葉より天皇家を中心に臨終出家が登場し、11世紀には藤原道長が法体の最高権力者として9年近く国政を領導するという先例が形成され、これが中世における出家入道の本格的展開の呼び水となった。②中世人は仏道への強い憧れを持ち、出家入道によって世事と仏道との二兎を追うことが可能となり、両者を融合させることができた。③道心に基づかない政治的・社会的要因による出家が大量に存在し、出家後も家督を譲ることなく、世俗活動が続けることになった。④日本中世においては家長権が非常に強く、官職を離れた法体の家長が世俗社会の実権を掌握するという、中世社会の構造的な特徴があった。⑤出家入道の権力者の登場は、その家臣・従者・家族たちの出家入道を誘発した。鎌倉幕府では守護・地頭や奉行人の多くも

法体であり、室町幕府でも管領・探題・侍所頭人・所司代や奉行人等、将軍以外のほぼすべてのポストは法体での就任が可能であった。民衆の世界でも名主・名主代・沙汰人・番頭・作人・下作人に出家入道があり、神人・医師・梶取・大工・鍛冶・仏師・絵解・茶商人のような職人の世界にも広がっている。例えば、久安元年12月日の「讃岐国善通曼荼羅寺寺領注進状」(『平安遺文』第2569号)。^⑥こうした出家入道は本覚思想によってその存在が正当化され、出家入道の社会的な広がりがある。本覚思想(煩悩即菩提を説き、迷いと悟り、善と悪、世俗と出家を峻別する考えを否定し、その相互関係を説く思想であり、世俗出家不二を体現した)の展開をもたらしたといえる(平雅行「日本中世における在俗出家について」『大阪大学大学院文学研究科紀要』第55号、2015年、1頁～71頁)。海老名尚「日本中世社会における入道について―出家の社会的機能をめぐって―」『大阪外国語大学・アジア学論叢』第5号、1995年、187頁～206頁。

- (127) 康永3年(1344)刊の夢想礎石の『夢中間答集』は、足利尊氏の弟直義の仏教に関する問いに夢想礎石が応えるという形で、為政者の仏教に対する関わり方について、①仏教は国王大臣、有力な檀那に付属する(仏教語で「仏から任される」)とあり、国王大臣や有力な檀那は仏教の布教を仏から託されている。②仏の付属を受けた者は、1つの仏教の教えのみを信じ、他宗の教えを捨ててはならない。③仏の付属を受けた者は、外には大小の寺院を興隆し、内には真実の道心を保ち、諸宗を流通させ、万人を悟りの道に導くべきである。④仏の付属を受けるような国王大臣、有力な檀那になることができるのは、様々な宗派の仏教を世間に弘めなければならない者と、1つの宗を信仰していればよい立場の者とは、それぞれこの世に誕生する前から定まっているとし、夢想礎石は、直義に対して仏の付属を受けた者としての心構えを説いている。生駒哲郎は、「為政者は諸宗を流通させなければならないというのは、日本中世の仏教には、衆生の機根は1つではないという考え方が根底にあるからで、中世の貴族や武士が宗派を問わず様々な仏事を営み、多くの寺社に参詣するなどの行為は、決して節操がないわけではなく、仏教に熱心であればあるほど、多仏信仰となる。従って為政者は、1宗ではなく、多くの人々に対応するため諸宗を世間に流通させなければならないのである。それは仏の付属を受けた者の宿命である。…歴代の足利将軍が、神仏習合した神社も含めて多くの寺院を保護する理由として、こうした仏教の思想を念頭に置く必要がある」と述べている(生駒哲郎「宗教と法」松園潤一朗『室町・戦国時代の法の世界』吉川弘文館、2021年、230頁～234頁)。

室町幕府の寺社政策の転換について、応永元年(1394)の日吉社参詣の際に、日吉社=延暦寺は義満の参詣を迎えるにあたり総額7250貫文を義満に進上して、恭順の意向を示した。義満は、この受け取ったお金をそのまま延暦寺に渡して講堂を作る資金とするよう命令した。すなわち、荒廃した寺社を再建するにあたり、幕府・守護が資金を提供するのではなく、各寺社の所領を安堵し、経営再建を後押しすることで、自力で建物を建て直させる方法である。これが寺社領安堵政策というもので、寺社のことは寺社の自助努力に任せるようにと寺社政策の方針を転換したのである。幕府財政の直接的な関与から、寺社の再建事業を切り離したのである。こうして室町幕府の求心的性格や主導権を保持しつつも、分権的な国家体制が15世紀以降も継続することになったのである(早島大祐他『首都京都と室町幕府』吉川弘文館、2022年、13頁～14頁、18頁～20頁)。石田浩子「中世寺院と顕密体制を考える」秋山哲雄・田中大喜・野口華世編『増補改訂 新版：日本中世史入門』勉誠出版、2021年、334頁～348頁。富田正弘「室町時代における祈祷と公武統一政権」日本史史料研究会編『中世日本の歴史像』創元社、1978年、303頁～339頁。伊藤喜良「室町幕府と武家執奏」『日本史研究』第145号、1974年、23頁～51頁。武家権力と修法との関係については、片山伸「室町幕府の祈祷と醍醐寺三宝院」『佛教史學研究』第31巻第2号、佛教史學會、1988年、84頁～105頁。上野進「室町幕府の顕密寺院政策―祈祷政策を中心として」『佛教史學研究』第43号第1号、2000年、22頁～44頁。村尾元忠「足利義持の神仏依存傾向」安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』下巻、吉川弘文館、1989年、545頁～568頁。細川武稔「足利将軍家護持僧と祈祷」『日本歴史』第664号、吉川弘文館、2003年、18頁～35頁。森茂暁「室町時代の五壇法と護持僧―足利義持・同義教期を中心にして―」『藝林』第52巻第1号、藝林会、2003年、34頁～70頁。大田壮一郎『室町幕府の政治と宗教』塙書房、2014年等がある。室町幕府における武家祈祷体制の確立過程については、富田正弘「室町殿と天皇」『日本史研究』第319号、1989年、4頁～48頁。山田徹「室町領主社会の形成と武家勢力」『ヒストリア』第223号、2010年、117頁～147頁。山本康司「南北朝期室町幕府の政権構造」『ヒストリア』第271号、2018年、81頁～101頁。林遼「室町幕府における武家祈祷体制の確立過程」『史学雑誌』第130巻第12号、史学会、2021年、1頁～33頁。笠松宏至「僧の忠節」『法と言葉の中世史』平凡社、1993年、69頁～89頁。家永遵嗣「足利義満における公家支配の展開と『室町殿家司』」『室町幕府将軍権力の研究』東大日本史学研究室、1995年、54頁～100頁。柳崎有一郎「足利義満の公家社会支配と『公方様』の誕生」『Zeami』第4号、2007年、134頁～154頁。松永和浩「室町殿権力と公家社会の求心構造」『ヒストリア』第208号、2008年、51頁～83頁等がある。

- (128) 中世前期武士団は、本領における寺社の建立・興行を不可欠とし、そこで催される法会・祭礼の執行を通して、祖先や一族の極楽往生・現世利益を願うとともに、在地住民や地域社会の安穏を祈願することで、地域支配の正当性を獲得した(高橋修『信仰の中世武士団』清文堂出版、2016年。田中大喜「中世在地領主による『平和』の創成・維持と地域社会」『人民

の歴史学』第217号、東京歴史科学研究会、2018年、1頁～11頁。同「武士と地域社会」高橋典幸編『日本史の現在3 中世』山川出版社、2024年、76頁～77頁。安穩を模索した中世武士の本拠は、自らの所領を支配するにあたって極楽浄土と現世利益の装置を備えていた。地域の武力相嶺としての武家と極楽往生・現世利益の装置としての寺社が、バランスを取って支配装置を構成していたと考えられる。浄土系寺院・顕密寺院等の寺家、そして武家が加わり、それぞれが中央とのパイプを持ち、総体として地域社会に対峙していた。比喩的に「地域社会の権門体制」ということもできる（齋藤慎一『中世武士と城』吉川弘文館、2006年、189頁、204頁～205頁）。寄進という行為は、有徳人にとって都合の良い行為で、寄進によって富と徳とが一体となって体現されるべきものとなり、そのことによって独自に社会的関係を創り出し、中世社会に権力や結社、地域社会を生み出す多様な機能を担っていた（湯浅治久『中世の富と権力―寄進する人びと―』吉川弘文館、2020年、4頁～8頁、42頁～46頁、192頁）。笠松宏至『仏物・僧物・人物』『思想』第670号、岩波書店、1980年、23頁～38頁。日本の中世社会は生産過程の中に宗教性・呪術性が分かち難く癒着しており、豊作祈願なしに生産活動は完結し得なかった。それ故に、修正会をはじめとする予祝神事は、中央の権門寺院から、地域の一宮・国分寺や有力寺社、さらには荘園鎮守から村堂・村社に至るまで全国一斉に実施された（井原今朝男「中世国家の儀礼と国役・公事」『歴史学研究』560臨時増刊号、1986年、76頁～87頁）。中世の吉書は、神事・勸農・乃貢の3か条に収斂し、このうち神事は豊作祈願の仏神事をいうが、勸農は「地溝堰堤」を整備したり、「稲穀紬絹」を準備したりすることで、人間的な努力（勸農）と神仏への祈り（神事）が相俟って豊作となり、年貢を収納することができるという世界観が窺える。ある目的を実現するためには、人間的な努力（合理性）と神仏への祈り（呪術性）の双方が必要であると中世人が認識していた（中野堂任『祝儀・吉書・呪符』吉川弘文館、1988年、124頁～125頁）。

地方寺社が、単に国家公権を装飾する伝統権威の役割にとどまらず、地域社会の「公」を機能させる上で具体的な役割を果たした（林文理「地方寺社と地域信仰圏」『ヒストリア』第97号、1982年、111頁～135頁。宮島敬一「戦国期地方寺社と地域社会」『戦国期社会の形成と展開』吉川弘文館、1990年、107頁～216頁。榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」『日本中世地域社会の構造』校倉書房、1990年、367頁～404頁。西尾知己「中世後期寺社勢力の構成と機能」『歴史評論』第797号、2016年、17頁～29頁）。公家や武家を頂点とする世俗社会が期待したのは、難解な教義よりも所願に応じてもたらされる「現世利益」に他ならなかった。寺院社会においても教相（教義）より事相（教義に基づく実践）が重視されるようになり、修法の勤修に力が注がれるようになった。修法は「すほう・ずほう」とも呼ばれ、ある目標のために身心を傾注して、それに向かわしめるための事作法（実践行）をいい、一般的には加持祈祷の法と解される。修法は寺院社会と世俗社会との紐帯としての機能を果たし、平安院政期以降、政治や社会との深い関わりの中で継承されてきた。修法の結願における生成過程を跡付けの中で、功験が封入された願主に届けられた「巻数」には護符的な機能が第1にあり、寺院社会において生み出された功験を、寺院社会という枠を超えて世俗社会にもたらすという機能を果たし、聖俗両社会を結び付ける直接的な媒体としての役割を担った（西弥生『中世密教寺院と修法』勉誠出版、2008年、1頁、309頁～312頁）。平雅行「中世仏教における呪術性と合理性」『国立歴史民俗博物館研究報告』第157集、2010年、159頁～177頁。黒田俊雄『黒田俊雄著作集』法蔵館、1994年（初出1967年）、2頁～5頁。森茂暁『満濟准后日記』（満濟）―黒衣宰相がリードした室町政治―元木泰雄・松園齊編著『日記で読む日本中世史』ミネルヴァ書房、2011年、152頁。高橋康夫「室町幕府將軍御所の壇所―雑談の場として―」『traverse: kyoto university architectural journal』1、京都大学建築系教室、2000年、19頁～24頁。笠松宏至「僧の忠節」『法と言葉の中世史』平凡社、1984年、69頁～89頁。室町時代において「祈祷は単なる神頼みではなく、軍事的な勢力範囲の誇示であり、祈祷状は一種の軍勢催促状または禁制であった」（富田正弘「中世東寺の祈祷文書について」『古文書研究』第11号、1977年、25頁～59頁）。

- (129)「大般若波羅蜜多經」は、『西遊記』で著名な玄奘が最晩年に翻訳した600巻からなる經典群である。同經典を用いた法会により、①国家安泰、②五穀豊穰、③神前法楽、④追善と算賀、⑤天変地異の除災、⑥異国降伏等が期待された。同經は、安穩を実現するためのツールであって、法会后に大般若札（護符として戸口に懸け門守とした）の配布や同經を収納した經櫃が村内を巡行するという民俗事例も報告されており、まさに地域社会を護持する直接的な表現ということになる。それ故、荘園の荘官や地頭など地域支配を執行する領主層にとって、同經は必需品となり、地域支配のための重要な装置であった。定期的な同經の輪読は、まさに地域の安穩を期待するもので、現世利益をもたらす法会を行う装置としての寺社が、武士の屋敷と一体であったことも注目される（齋藤慎一『中世武士と城』吉川弘文館、2006年、136頁～139頁、142頁）。近年注目を集めている研究手法として、中世武士の本拠景観の復元がある。本拠とは武士の屋敷を中心に、その周囲にある河川や道路、水陸交通路の結節点に設けられた地域の再生産を支えた集散地（町場）、所領内の田畠を灌漑する用水路、そして一族・祖先の極楽浄土と民衆の暮らしの安穩を祈る寺社等の諸施設が関連づけられて構成された、所領支配の拠点となる空間のことである（田中大喜「本拠景観からとらえる中世武士の地域支配」歴史科学協議会編『深化する歴史学』大月書店、

2024年、72頁～79頁）。都市的な場とは、網野善彦の「中世都市論」（1976年）に始まる概念で、「道の交わる場所、道の傍」や墓・山林・河海を含む、広い概念として説明されており、これを核とした地域社会のネットワークに在地領主がどのように関わっているかについての議論が交わされている（網野善彦「中世都市論」『岩波講座 日本歴史 7 中世 3』岩波書店、1976年、263頁～266頁。桜井英治『『場』の発想—中世都市論の構造と系譜—』中世都市研究会編『中世都市研究 17・都市的な場』山川出版社、2012年、37頁～57頁。脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房、1969年、16頁～22頁。藤本頼人「水陸のみちを考える」秋山哲雄・田中大喜・野口華世編『増補改訂 新版：日本中世史入門』勉誠出版、2021年、375頁～389頁。川戸貴史「中世人の生活を探る」同上、395頁～409頁）。このように各地で都市的な場が地域権力の領国形成と関わって登場し、これらの在地の市場を包摂した「地域経済圏」が形成され、その中心的市場としての位置を占める市場を「地域市場」と呼んだ。この「地域市場」は、村落に形成される市場に物資を供給し、村落からの余剰物資を集荷する役割を担っており、そこには地域的需要に根ざした社会的分業の担い手である商・手工業者が定着し、町場が形成された。

「地域市場」は交通の要衝や寺社の門前町とセットになって開設されたので、国人領主はそこへ居館を移動させたり、禁制を出したりして、領域内の経済支配を目指そうとした（鈴木敦子『日本中世社会の流通構造』校倉書房、2000年、25頁～27頁、52頁）。初代讃岐守護細川頼氏は、観応元年（1350）年12月17日に賀茂神社に対して禁制を出し、配下の武士たちの乱暴狼藉等を禁じている（「讃岐の武者—室町・戦国時代を中心に—」香川県立ミュージアム、2024年、1頁）。

- (130) 中世社会は複雑で、社会を統括した権力も一元化しておらず、いくつもの権力が共存したため、公的権力の持つ法・裁判権も分立していた。従って、中世人は、自分が所属する私的な集団以外にも、これら複数の公的権力と関係を結び、場合に応じてこれらを選択・利用しながら生活していた（秋山哲雄・田中大喜・野口華世編『増補改訂 新版：日本中世史入門』勉誠出版、2021年、9頁）。権力なり権威の存在価値を語る表現に「正当（せいとう）」あるいは「正統（しょうとう）」の語がある。前者が適確性（力による支配）を強調するのに対し、後者は血脈的な継承性に力点がおかれる。従って政治権力は「正当」を獲得して以降、常に「正統」なるものへの志向を内包することになり、力による正当化を志向する政治権力体は、正統性を加味すべく伝統的王家との血の結合を求めようとする（関幸彦『武家か天皇か—中世の選択—』朝日新聞出版、2023年、23頁、50頁、52頁）。足利義満の公家社会への進出のきっかけは、永和4年（1378）の室町殿への移転と合わせて、同年8月27日の右近衛大将任官であった。それ以後、貴族としての作法を義満が学び始める際に、重要な役割を果たした人物が前関白二条良基であった（小川剛生『二条良基研究』風間書院、2005年、82頁～97頁）。中世後期に室町殿は、武家でありながら公家社会の一員としても活動し、これは鎌倉・江戸という前後の武家政権の首班は見られない、室町期特有の現象であった。天皇を自分の屋敷へ招いた最初の将軍は足利義満である。武家は公家と同じ官位は帯していますが、公家のことには関わらないという暗黙の了解があったが、義満は公武の隔たりを乗り越えて、武家でありながら公家の一員として振る舞うようになった。その先駆けとなったのが、永徳元年（1381）正月7日の白馬節会外弁勤仕であり、先例のない天皇の将軍御所への行幸であった。義満は武家であっても公家と同様の教養を身につけた人間であることを見せつけ、同時に莫大な贈り物を用意できる経済力を持っていることを顕示した。この後義満は公武両世界で絶大な権力を振るうことになったのである（桑山浩然「室町時代における将軍第行幸の研究—永徳元年の足利義満第行幸—」『人文学会紀要』第36号、国士舘大学文学部人文学会、2003年、15頁～26頁）。室町殿の公家化は、幕府—守護体制と概念化される当時期の権力構造において、守護との格差を可視化する、優れて政治的な装置であった。一方、公家社会は室町殿という新たな存在を包摂しながら再編されるという構造的特質をもつことになった（松永和浩「中世後期公家社会の構造的特質と室町殿の『公家化』に関する基礎的研究」『科研成果報告書』、2012年、1頁～2頁）。こうした義満の官位上昇に伴い、将軍家は公家衆の従者（家司もしくは家礼）を持つようになり、武家昵近公家衆を生んだ（神田裕理編『戦国時代の天皇と公家衆たち』洋泉社、2015年、46頁～47頁、54頁～55頁、85頁～86頁、144頁～145頁。瀧澤逸也「室町・戦国期の武家昵近公家衆—その構成を中心として—」『国史学』第162号、1997年、146頁～150頁）。

室町時代には、守護の理由なき任国下向を制限して「守護在京」を常態化し、彼らの一族やその被官を含む多くの地方武士（国人）も京都に居住するようになった。室町殿に対する大名の在京奉公を、実務面で補佐したのが大名被官たちであった。大名被官は、在京奉公の見返りに、大名から所領や役職といった恩恵にあずかったが、細川嫡流の京北家の場合、京都近郊における被官の獲得は、日常的な在京奉公の要員確保だけではなく、有事の際、地方の守護任国から軍勢を上洛させるよりも迅速に兵力をかき集められることができる点でも、在京大名たちにとって垂涎的であった（早島大祐他『首都京都と室町幕府』吉川弘文館、2022年、56頁～59頁、64頁、69頁～75頁。吉田賢司「室町幕府の内裏門役」『歴史評論』第700号、2008年、37頁～38頁。外岡慎一郎「使節遵行と在地社会」『歴史学研究』第690号、1996年、54頁～61頁）。中世武士の一族間分業については、小川信『足利—門守護発展史の研究』吉川弘文館、1980年、324頁。伊藤瑠美「11～12世紀における武士の存在形態—清和源氏重宗流を題材に—（上・下）」『古代文化』第56巻第8号・第9号、古代学協会、2004

年、上 37 頁～39 頁、下 32 頁～33 頁、37 頁。山田徹「南北朝期の守護在京」『日本史研究』第 534 号、2007 年、22 頁～46 頁。呉座勇一「室町期武家の一族分業」阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、2010 年、847 頁～874 頁等がある。小川信は、細川一族が「四カ国守護を世襲する宗家の京兆家を中心として、半国ないし一、二カ国を分国とし、または分国をもたない各庶家が連合する、同族連合体制ともいうべき族的結合を確立」し、さらに維持したことが、細川氏の他氏に対する優位の原因であったとするもので、また分国内所領の集中度の高さ、近臣団内部に傑出した勢力がなく均衡がとれていたこともその一因とした。細川氏の同族連合体制における集中の契機は、守護職の保全と分国の安定的な支配の要求にあった。細川氏庶流守護家は、守護職保全の必要から幕府の政治体制内に確固たる地歩を有する京兆家との間の結合を維持しようとする意志を有しており、京兆家はこの庶流守護家との結合を確実なものとすることによって、自らの基盤を強化するために、庶流守護家の内衆中枢部（守護代をはじめ内奉行、奏者・使者等を務める近習、財政的に重要な段銭奉行等）を京兆家が直接に掌握するという方策を採った。すなわち、細川氏の同族連合体制の本質は、京兆家による内衆を通じての庶流守護家統制であった。しかし、明応 2 年（1493 年）の政変の結果、將軍足利氏の中に「義澄系」（義澄－義晴－義輝－義昭）と「義植系」（義植－義維－義栄）という 2 つの対立する系統が現出し、両者の間で激しい闘争が繰り返されるようになり、両系統の当主は京都の諸権門からいずれも「室町殿」と称されており、明応の政変を契機に 2 人の將軍が並立するという状況が生み出されていった。しかも義澄と義植の対立は、こうした將軍家の 2 系統分裂だけにとどまらず、奉行衆や奉公衆等の直臣団に至るまでをも義澄系と義植系の 2 系統の派閥に分裂させる契機となった、2 系統のうち一方の將軍が京都を掌握し、これまで京都にあったもう一方の系統の將軍を追放すると、直臣団も自らの所属する系統の將軍と一緒に京都に回り咲き、あるいは京都から地方に亡命することを余儀なくされていった。両系統はそれぞれ同じように將軍から奉行衆以下の下僚機構までを具備し、様式的には全く同一のである奉行人奉書をそれぞれ別々に発給するなど、まさに 2 つの幕府が現出したかのような観を呈するに至ったのである。そして永正 4 年（1507）の細川政元暗殺事件を契機に、京兆家も將軍家と同様に澄元系（澄元－晴元）と高国系（高国－氏綱）の 2 つに分裂した。つまり、戦国期の京兆家は常に將軍に対して分国支配を敵対勢力に対する実力行使の正統性の源泉としての役割を期待し、また政元以降になると、さらに（もう一方の京兆家に比して）自らが「正統」であることの根拠を將軍に求めるようになっていったのである（末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、1992 年、141 頁～231 頁。山田徹『京都の中世史 4 南北朝内乱と京都』吉川弘文館、2021 年、134 頁、221 頁～223 頁、227 頁、141 頁～243 頁。山田康弘『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、2000 年、1 頁、28 頁～30 頁、112 頁。馬場隆弘『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、2018 年。川岡勉「中世後期守護の歴史的位罫」同編『中世後期の守護と文書システム』思文閣出版、2022 年、447 頁～480 頁。同『戦国期守護権力の研究』思文閣出版、2023 年、3 頁～33 頁、385 頁～401 頁。西島太郎『室町幕府將軍直臣と格式』八木書店、2024 年、13 頁～48 頁、361 頁～372 頁）。呉座勇一は、先述論文 865 頁で「室町期の武士（武家領主）の『家』は、惣領の権限を子息・兄弟に分散させる組織構造だったと言えよう。こうした体制は一家が団結している間は『家』の危機管理対策として極めて有効であった。だが一方で、外的の消失などにより対外的危機意識が低下すると、親子の対立や兄弟の相克といった『家』の分裂を伴う恐れもあった」と述べている。讃岐の在地では明応 4 年（1495）3 月に「讃岐国蜂起」があり、牟禮父子が派遣されたが、実際は牟禮兄弟の父と伯父が攻め殺されるという事件が起こっている。

近年、室町殿を結節点とする文化的連関というべき現象が、中世後期の国家体制を特徴づける要素として注目され（芳澤元「総論室町文化論構想ノート―都鄙関係・境界地域からの見直し―」同編『室町文化の座標軸』勉誠出版、2021 年、1 頁～47 頁）、中央と地方の文化的交流の担い手としての都鄙間を往還する大名被官たちの文芸活動に関心が寄せられている（川口成人「大名被官と室町社会」『ヒストリア』第 271 号、2018 年、108 頁～135 頁。同「室町期の大名被官と都鄙の文化的活動」芳澤元『室町文化の座標軸』勉誠出版、2021 年、79 頁～104 頁）。地方武士にとっては、自らの権威のための上落があり、この下向と上落が、本来の目的を異にしながらも文化という 1 点で結びついていた。こうした文化人の交流によって結ばれた地方と領国は、それぞれがまた 1 つの文化圏を構成しており、京都に在っては貴族や文化人ら相互の交流があり、また地方にあつては大名とその武将たち、あるいは土着化した文化人らとの重層的な関係があつた（伊東久之「戦国時代における地方文化と京都一領国文化の構造をめぐって―」日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』創元社、1978 年、340 頁～365 頁。山口康助「戦国時代の地方文化―その交流の機縁となったもの―」『歴史教育』第 1 巻第 3 号、日本書院、1953 年、83 頁～90 頁。「讃岐の武者―室町・戦国時代を中心に―」香川県立ミュージアム展示資料（2024 年）、1 頁～2 頁）。

- (131) 『経俊卿記』正嘉元年（1257）5 月 11 日条に「今日新日吉小五月会也…流鏑馬 一番 射手 香川新五郎光景」とある。
- (132) 山本啓介「蹴鞠伝授書から見た室町・戦国期における飛鳥井家とその周辺」『国文学研究資料館紀要』第 40 号、国文学研究資料館、2014 年、117 頁～151 頁。鴨井某が飛鳥井家から授けられたと思われる蹴鞠免許状は、ピエール・ブルデューのいう「制度化された文化資本」の一種と考えられ、これによって彼は正統的文化へのアクセス権を獲得して文化貴族への

- 仲間入りを果たすとともに、その社会関係資本（当人に何らかの利益をもたらす形で社会化された人間関係で、相互認知と相互承認の持続的な諸関係のネットワーク）を拡大していったと推測される（ピエール・ブルデュー著、石井洋二郎訳『デスタンクシオン—社会的判断力批判—』II、藤原書店、1990年、98頁～188頁。石井洋二郎『差異と欲望—ブルデュー「デスタンクシオン」を読む—』藤原書店、1993年、39頁～40頁、49頁～59頁）。金刀比羅宮（もと白峯頓証寺に伝来）には南北朝期の製作とみられる「なよ竹物語絵巻」（重要文化財）が所蔵され、蹴鞠の場面が描かれている。中世後期の日記の特色は、武家・公家、そして禅・蜜等の仏教の主催者として多面的な顔を持つ室町殿を中心に、武家（幕府奉行人）・公家・寺家が、それぞれに関わる事項を熱心に記録しようとしており、そこで生み出された多様な日記類は、ばらばらに存在していたのではなく、必要に応じて利用に供され、情報交換がなされていた。それらは15世紀を通じて、室町殿に対して求心的な構造を持つ、一種の記録組織として形成されつつあった（松園斉「南北朝・室町期の日記『解説』」元木泰雄・松園斉編著『日記で読む日本中世史』ミネルヴァ書房、2011年、128頁～132頁。同「中世後期の日記の特色についての覚書」『日本研究』第44集、国際日本文化研究センター、2011年、407頁～424頁）。中世後期、公家は古典及び儀礼の研究に励む傍ら、「盛んに先祖の日記の複本」を作り、また自らも日記の筆録を怠らなかつた。公家社会における伝統と因襲の強さの強靱さが見られる。彼らの日記の内容は、皇室を中心とする学芸記事等の他は、「世事と身辺の雑事とにわたって著しく多面化し、かつ一ツ書きの様式をとるものが多くなった」こと、かくして公家の日記が数多く書き残され、それらには社会的・文芸の記事が豊富に見られる。それに寺院・僧侶の日記の続出を見たことはすこぶる注目に値する現象である（斎木一馬「日記とその遺品」『斎木一馬著作集1・古記録の研究（上）』吉川弘文館、1979年、62頁～63頁）。林家辰三郎は、平安中期以降の貴族の日記の特色である「儀礼の記述」が室町時代に入って否定され、「見聞記述」に移行することを指摘した（同『内乱のなかの貴族—南北朝と園太暦の世界—』吉川弘文館、2015年、16頁～19頁）。日本の日記は、先祖の日記を保存し続けた「家」の存在と、記録＝文化＝権力であるという、日本文化や日本国家の根幹に通じる問題に関わっており、個人や家の秘記ではなく、同時代や後世の貴族社会に広く共有された政治・文化現象だった（倉本一宏編『日記・古記録の世界』思文閣出版、2015年、v頁）。室町時代の日記の中心的な記事は、朝廷への出仕や公家・武家との交流に関する、いわゆる「公事」である（高橋秀樹『増補改訂版・古記録入門』吉川弘文館、2023年、23頁）。
- (133) 滝宮社は弘安2年（1279）に京都祇園社別当領となっており（八坂神社記録）、室町時代には讃岐藤原氏の一族滝宮氏が当地に拠り活躍していたが、三条西実隆に染筆を所望したの誰か。滝宮備中守実家と香西仲兵衛尉長秋のいずれかと考えられる。前者は文明16年（1484）10月11日に、南御所の御料所である讃岐国南條山内徳珍名うちの年貢公事等納入を請け負っており（宝鏡寺文書）、その弟又二郎子孫が南御所の御被官となっているので、滝宮氏は讃岐と在京間でいわゆる一族間分業を行っていたと推測される。南御所には將軍の奉公衆が近侍しており（『香川県史』第2巻・通史編・中世、香川県、1989年、405頁～406頁）、その関係筋から三条西実隆に染筆を所望し、彩色については実隆から画所に依頼した可能性が考えられる。実際、実隆は文亀元年（1501）8月21日に伊丹某が広田社に奉納する三十六歌仙絵色紙形の彩色を「画所」に依頼しており（実隆公記）、『大乘院寺社雑事記』文明9年（1477）10～12月後付には、京都の9つの絵師の所在「窪田、狩野、田倉、六角高倉、四条堀川、土佐将監、栗口民部」が記されている（高岸輝『室町王権と絵画—初期土佐派研究—』京都大学学術出版会、2004年、331頁～333頁）。後者は明応元年（1492）8月10日に南御所御料所讃岐国南條山西分代官職を請け負っており（宝鏡寺文書）、滝宮氏に代わって当地に勢力を伸ばしたと考えられ、実隆をして細川被官人と呼ばしめたのは香西氏のほうが蓋然性が高いと思われる。
- (134) 前田氏は讃岐国山田郡内を名字の地とする国人で（『香川県史・通史編・中世』309頁）、応永22年（1415）に管領満元の使者として広橋兼宣の許に赴いた前田某が細川氏被官としての初見である（『兼宣公記』応永22年10月25日条）。文安元年（1444）6月、萬里小路時房は伝聞として、前田の子が囲碁対局中に相手に助言したことを遺恨に思い、一旦退出の後に舞い戻って休息中の勝元に切りかかったという（『建内記』文安元年6月10日条）。文安4年に「細川内前田宿所」が火災に遭ったことが見え（『建内記』文安4年7月3日条）、『師郷記』文安4年閏2月18日条にも「今朝管領被官号前田者、殺害座主坊侍法師女方（房）、嫉妬之儀云々」、『実隆公記』永正元年8月4日条にも「細川被官前田五郎左衛門」が見える。管領斯波義将が子孫のために永徳3年（1383）に記した家訓『竹馬抄』第6条には「能の有人（芸能の嗜みのある人）は、心のほどもおもひやられ、その家も心にくき也。…囲碁、象碁（将棋）、双六やうのいたずらごとにだにも、その座につらなりて、知侍らぬはつたなくこそ侍るめれ。弓箭とりにて、的、笠懸、犬追物などたしなむべきことは、云にをよばず。もとよりのことなり」とあり、良い容姿でも教養がないと見苦しい。芸事をたしなむべきである。心得がないために人並みの交際が出来ない事は残念なことである、と説いている（永井晋『将棋の日本史』山川出版社、2023年、151頁）。
- (135) 田中稔『鎌倉幕府御家人制度の研究』（吉川弘文館、1991年、183頁）の表2「承久の乱後の新地頭補任地一覧」によれば、讃岐国の地頭御家人については、讃岐国西西部が圧倒的に多く、地頭補任地の分布には東西でかなり大きな差があっ

たといえる。中世武士の領域支配は決して武士個人の力量によって実現したわけではなく、主に一族と家人によって構成された武士団という集団（組織）が形成することで実現した。そこで注目されるのが地域の神事と武士との関係である。正月行事として各地の神社で行われる神事の1つに弓矢（歩射）神事があるが、これは元々弓矢によって邪を祓い、その年の吉凶を占い、地域の安穏を祈る神事だった。中世では、武士がこの神事に奉仕したと考えられ、ここでも武士の武力が、地域の安穏を保障する武芸として期待されていたことが窺われる。この他、地方寺院の主催する法会も同様に地域の安穏を祈るために挙行されたが、武士はそこに直接参加せずとも、違乱者を排除するなど外部から支援を行っていたことが指摘されている。武士の武力が地域の安穏を保障する役割を果たしていたことを物語る事実と理解できる。このように武士は、地域の安穏を祈る神事や法会に積極的に関与しており、地域の神事や法会には武士の武力を包摂して挙行されていたことが分かる。地域社会において武士の武力は、暴力的支配確立のためだけではなく、地域住民の安穏を保障するためにも発動されたのである。これは武士の側からすると、地域社会において住民の安穏を保障する役割を担うことで、地域社会に公的な存在＝在地領主として存立する基盤を確保できたことを示す。中世前期の武士団は、本領における寺社の建立・興行を不可欠とし、そこで催される法会・祭礼（神事）の執行を通して地域社会の安穏を祈願することで、地域支配の正当性を獲得した様相が明らかにされている（齋藤慎一『中世武士の城』吉川弘文館、2006年。高橋修『信仰の中世武士団』清文堂出版、2016年。田中大喜「中世在地領主による『平和』の創成・維持と地域社会」『人民の歴史学』217号、2003年、1頁～11頁）。田中大喜「中世武士団論・中世の武士と社会の特質を考える」秋山哲雄・田中大喜・野口華世編『増補改訂 新版：日本中世史入門』勉誠出版、2021年、244頁～256頁。田中大喜「本拠景観からとらえる中世武士の地域支配」歴史科学協議会編『深化する歴史学』大月書店、2024年、72頁～79頁。

- (136) 室町時代には日本の上流階級（朝廷や幕府の構成員）の間で「御礼」という慣習が根づいていた。「参賀」することと同じ意味だった。参賀とは「参って賀ぶ」、つまり、こちらから出向いて喜びの気持ちを伝える（引出物を贈る）ことである。中世後期における「御礼」とは、贈与交換を伴った礼的秩序の形成・確認行為と定義できる（金子拓『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、1998年、90頁）。中世後期には律令的官位制に代わって、贈与交換行為を契機とする政治的権力者（室町殿）を頂点とした秩序が重視されるようになり、それら贈与行為が15世紀初頭に「礼」と呼ばれる「儒教が理想とする社会秩序」という観念的イメージしか有していなかった語と結びつくことによって、権力者を頂点とした秩序形成の重要な契機となった。さらに「礼の秩序」は、支配階層内部に限らず、守護権力を通じて百姓身分の人々をも含み込んだ、重層的な秩序体系であり、それは観念の次元に留まらず、具体的な「礼」（贈与交換）行為によって成り立つものであった。中世後期の政治権力は、「礼」を媒介に自らの権威を誇示するとともに、その存立に必要な不可欠な収取として「礼」贈与を措置していた（金子拓「日本中世における政治秩序の形成と構造」学位論文要旨、1997年、365頁～367頁）。贈答の機能とは「身分秩序の維持、地位の確認、獲得」である（羽下徳彦「中世後期武家の贈答おぼえがき」『日本文化研究所研究報告』別巻第21集、1984年、340頁）。礼とは「節」（物事を区切る線）を踏み越えないこと、相手の領分を犯すことで相手を侮らないことである。礼とは人それぞれの立場を明示し、常に繰り返し自覚させ、他者と類別・線引きした上で、相互に適切な振る舞いをせよと定める思想である。礼は数の等差をつけて人の類別を明示することで、数の多さによって、それを用いる人の身分の尊さを表現することがある。礼思想では、身分上下を明確に示すため、持ち物の種類や数には身分に応じて差を設ける原則があった（桃崎有一郎『礼とは何か－日本の文化と歴史の鍵－』人文書院、2020年、16頁～17頁、79頁、88頁、94頁～96頁）。中世では、贈与は和与と呼ばれていた。中世の贈与は、所領所職、つまり不動産物権までもが和与の対象とされていた。むしろ当時の和与の本流は、「他人和与」と呼ばれた非血縁者への所領所職の贈与であった。中世の和与は、あげる人・もらう人、相互の間の「志」や「芳心」という特別な感情の存在によって、はじめて社会的正当性を認承される行為になり得た（笠松宏至『中世人との対話』東大出版会、1997年、221頁～223頁）。川戸貴史「中世人の生活を探る」秋山哲雄・田中大喜・野口華世編『増補改訂 新版：日本中世史入門』勉誠出版、2021年、395頁～409頁。中脇聖編著『家司と呼ばれた人々－公家の「イエ」を支えた実力者たち－』ミネルヴァ書房、2021年、5頁、17頁～28頁。

「頼む」という言葉は、日本の社会的結合、紐帯のあり方を照らし出す大事な手がかりになる。人を頼むことは、頼んだ側が、頼まれた側に身を任せることを意味していた。そこから頼まれた者の優位とそれへの依存が生まれ、上下関係に基づく秩序が生まれる。一方で、人は頼み合って横の連帯を形成する場合もある。「頼み」は私的な行為であるが、それにより人びとが絆を結びあって、公的世界を構成することがある。天保3年（1832）の国学者田中芳樹の『たのむのかり』には、「たのむ」は古語としては「た－のむ」であり、「た」は接頭語で意味はなく、「の」が本体で、「む」は活用であるとされる。その上で「のむ」は、「祈（の）る」であり、神の前に額づいて敬うことをいった。この「たのみ」はその時々により「頼」「憑」「恃」等の漢字が当てられ表記されてきた（白川部達夫『日本人はなぜ「頼む」のか－結びあいの日本史－』ちくま新書、2019年、9頁～15頁、70頁～76頁、98～101頁、138頁～141頁、184頁、223頁～224頁）。松永和浩

「室町期における公事用途調達方式の成立過程－『武家御訪』から段銭へ」『日本史研究』第 527 号、2006 年、1 頁～29 頁。
同「南北朝期公家社会の求心構造と室町幕府」『ヒストリア』第 201 号、2006 年、25 頁～52 頁。同「室町殿権力と公家社会の求心構造」『ヒストリア』第 208 号、2008 年、51 頁～81 頁。倉本一宏編『貴族とは何か、武士とは何か』思文閣出版、2024 年、371 頁～398 頁。渡辺大門『戦国大名は経歴詐称する』柏書房、2024 年、19 頁～21 頁。

- (137) 足利義満は、二条良基から有職故実、和歌・連歌、管弦等の指導を受けたが、その良基は至徳 3 年（1386）に『嵯峨野物語』という鷹書を著し「鷹は毎年坂東以下、諸国御つぎ物にそなゆる也」鷹は公家には馬とおなじやうに引出物にはせられしなり」と記すとともに、自らも鷹狩を実践している（『師守記』貞治 2 年閏正月 3 日条）。武家にも鷹狩の故実を伝授したに違いない。室町殿への鷹献上は、6 代將軍足利義教から確認でき、8 代將軍足利義政～義昭まで続いており、義晴・義輝・義昭は鷹狩を実施し、その獲物を天皇に献上している（福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、2021 年、52 頁～53 頁）。伊勢貞遠が記した「殿中申次記」（『群書類従』第 22 輯・武家部）には「（正月）十四日 一、永正十三御盃基二・白鳥一・雁二・鯛十・鯉一・貝蛸一折・柳十荷 例年進上之 細川右京大夫殿」とあり、永正 13 年（1516）正月 14 日には細川高国が 10 代將軍足利義植に美物として「白鳥一・雁二」を進上している。この頃、鳥を將軍に進上できるのは、鎌倉公方、管領家、畿内周辺の守護等の室町幕府内の身分秩序の上位者に限られていた。明応 8 年（1499）10 月 11 日～22 日に細川政元は鷹狩のために摂州茨木に下向しており（後法興院記・大乘院寺社雑事記）、この鷹狩で獲た鳥を室町將軍に進上したものと考えられる。鷹狩を行うことが領主の地域支配の象徴的行為となり、その獲物を進上することがその支配を他者に対して具体的に表現する行為であったと思われる（盛本昌広「戦国期の鷹献上と贈答儀礼」『歴史学研究』第 662 号、青木書店、12 頁～13 頁）。16 世紀中頃に松田宗岑が記した鷹書『蒙求臂鷹往来』には、「公武数寄之人々左右を分ち勝負之小鷹狩興行せしめ給ふ」とあり、この時、公家として「甘露寺垂相家・飛鳥井納言家・坊城黄門家・園虎貢・坊門羽林・楊梅拾遺」が参加している（宮内省式部職編『放鷹』吉川弘文館、1931 年、33 頁。山名隆弘『戦国大名と鷹狩の研究』纂修堂、2006 年、207 頁～208 頁）。大坪舞「戦国期における鷹狩－足利將軍家細川京兆家・公家を中心として－」『鷹・鷹場・環境研究』第 5 号、2021 年、17 頁～30 頁。
- (138) 足利將軍家はその政権を安定化・維持していくためには、武力や経済力のみならず、いわば「文化の力」によって守護大名を圧倒するとともに、古代以来の伝統を持つ公家社会と伍していく必要があった。その文化戦略の一手段として絵巻の新規制作とコレクションがあった。足利義持（1386～1428）は、応永 21 年（1414）の清涼本「融通念仏縁起絵巻」下巻巻頭に「征夷大將軍（公家様花押）」の署判を加えている。この署判形式に類似したものが「讃岐国七宝山八幡琴引宮縁起」（琴弾八幡宮蔵）にもある。縁起の巻末に義持の自筆で「征夷大將軍源朝臣（公家様花押）」とあり、さらに「応永廿三之曆仲春下瀬染疎毫訖、権大納言藤原実秋」と記されている。藤原（清水谷・一条）実秋（1384～1420）は、従二位権大納言に昇った公卿で、清水谷家（藤原北家閑院流西園寺家の支流で、家格は羽林家）の事実上の初代とされ、世尊時流の能書で知られる。実秋は義持の依頼で応永 15 年（1408）の義満百箇日忌の願文、翌年の義満一周忌の願文と誦誦文、応永 22 年の義持の日吉社参詣の願文、同 23 年の「讃岐国七宝山八幡琴引宮縁起」等の清書を行っている。当時の讃岐守護細川満元（1378～1426）は、讃岐以下 4 か国の守護を兼ね、応永 19 年（1412）から約 10 年間管領として足利義材を補佐した。応永 11 年（1404）あるいは翌年頃に出家して常飲と称し、応永 15 年（1408）には義持から悦道の道号を与えられ、この時法号を道歎に改めたらしい。斯波義教とともに連歌の大家として知られ、義持を中心とする独特の禅宗サロンの主要メンバーの 1 人であった（玉村竹二「足利義持の禅宗信仰に就て」『禅学研究』第 42 号、禅学研究所、1951 年 20 頁～43 頁。米原正義「細川満元と北山文化」『國學院雑誌』第 80 巻第 11 号、1979 年、220 頁～231 頁。高岸輝『室町王権と絵画－初期土佐派研究－』京都大学学術出版会、2004 年、66 頁、139 頁～140 頁、143 頁）。『讃岐国七宝山八幡琴引宮縁起』は、詞書のみで、本文と筆者署名との間に「征夷大將軍源朝臣（花押）」の署判がある。詞書は応永 23 年（1416）に「権中納言藤原実秋」が執筆している。藤原実秋とは清水谷実秋のことで（『大日本史料』七編二十三、98 頁。同二十四、332 頁）、彼の筆跡は、京都清涼寺所蔵『融通念仏縁起』（全 2 巻、重要文化財）の詞書の執筆者（後小松上皇以下 23 人が清書）の 1 人としてみえ、応永 21 年 4 月 8 日に、その上巻の詞書第 7 段を執筆している。八幡宮は源氏の氏神として武家の崇敬が篤く、琴弾宮は四国随一の八幡宮として瀬戸内海の中央部に位置する交通の要衝にあり、景勝地のために五山僧も遊び、惟忠通恕の漢詩集『雲壑猿吟』の「南遊七首」には「琴引八幡宮」がみえる（上村観光編『五山文学全集』第 3 巻、五山文学全集刊行会、1936 年、2475 頁）。この縁起は、室町將軍家と琴弾宮との関係を示す象徴的なものである。讃岐国は管領細川氏の領国で、天文 20 年（1551 年）に九十九山城〔主細川伊予守氏頼が社殿を再建し、社領 500 石奉納している（山口隼正「足利義持署判『八幡琴引宮縁起』寸考』九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、1990 年、481 頁～499 頁）。
- (139) 八朔は 8 月 1 日に行う憑の節句のことで、農村行事の初穂の贈物に起源をもつとされ、これが武家社会に取り入れられ、武家社会では馬を贈呈する日として知られた。馬が贈呈されると、贈られた人物は屋敷や廐の前に重臣を集め、時には酒宴を

開きながら一頭ずつ鑑賞した『馬をめぐる武将たち』馬の博物館、2017年、56頁）。室町中期以降、八朔は幕府の年中行事として重要なものの1つとなっていた（二木謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、1985年、112頁～117頁）。

- (140) 「殿中申次記」(『群書類従』第22輯・武家部)には「正月朔日 長祿二戊寅義政公代 御対面記 一、御弓 御笠懸引目袋入 細川淡路守進上之」とあり、長祿2年(1458)正月朔日に細川淡路守から8代將軍足利義政に御弓が進上されていることが分かる。この御弓には、讃岐秋山氏から淡路守護家へ送られた弓矢・弓弦、からすの羽、矢の根が使われたものと考えられる(唐木裕志「秋山家文書とその歴史的景観(続)」高瀬町教育委員会事務局教育課町史編さん室編『高瀬文化史IV 中世の高瀬を読む―秋山家文書②―』高瀬町教育委員会、2002年、10頁)。寛正5年(1464)の多賀高忠筆録故実書『就弓馬儀大概聞書』には、矢羽には鷹の羽が珍重されたとあり、秋山氏の鷹飼養の目的は、鷹狩の他に矢羽を確保することにも目的があったものと想像される(山名隆弘『戦国大名と鷹狩の研究』纂修堂、2006年、270頁)。紙・扇子の贈答については、経済的意味よりも社会的意味合いの方が強く、上位者あるいは尊敬すべき立場にある者に対して贈られる例が多かった。その贈答は領域支配に欠くことのできない儀礼でもあった(中野堂任『祝儀・吉書・呪符』吉川弘文館、1988年、104頁～105頁)。
- (141) 室町期の贈答品の大半は、酒と酒肴の組合せからなり、贈答品が酒と酒肴のセットで贈られる慣習があり、宴会と贈答は一体のものであった。他所への訪問には一献・榼・酒海の持参は必須で、「続瓶」は酒を補充する意の頻用語であった(盛本昌広『贈答と宴会の中世』吉川弘文館、2008年、6頁。米澤洋子「山科家の記録にみる中世後期の贈答に関する研究」(博士論文)2021年、302頁。村井章介「女と酒と伏見宮」『日本歴史』第912号、吉川弘文館、2024年、1頁～17頁)。応永32年(1425年)に書かれた「洛中洛外酒屋名簿」には、柳屋・梅酒屋等342軒の酒屋が記録され、当時の大規模な酒屋跡(「楊梅室町西南類之倉」)が京都の街中で見つかっている(財団法人京都市埋蔵文化財研究所「平安京左京六条三坊五町跡発掘調査現地説明会資料」2005年、1頁～2頁)。足利義持は、応永26年～同28年にかけて、宗教者からはじまり最終的には俗人にまで、禁酒令の対象を拡大させていった。応永26年、義持は北野社の西京神人たちに酒の原料となる麴の専売特権を認める下知状を発し、それまで京都の酒屋がもっていた麴製造権を取り上げた。この麴専売化政策は、義持が同時期に進めていた禁酒政策の一環として間接的な京都市中に対する酒造削減策となっていた。これらの背景には義持の中国文化への傾斜ぶりや中国禅への憧れがあり、禅宗的な禁欲生活を他者までも巻き込んで実現しようとした。また、飢饉の中で宗教政策として禁酒令を出す理由には、「徳政」という思想があり、為政者が広く善政を施して災厄を取り除き、すべてをあるべき姿に戻すという発想を基礎にしており、義持の禁酒令もこの「徳政」だったのではないかと考えられる(清水克行「足利義持の禁酒令について」『日本歴史』第619号、1999年、36頁～52頁。同『増補版・室町社会の騷擾と秩序』講談社、2022年、153頁～163頁、173頁)。天文12年(1543)に讃岐福善寺が当番で本願寺に持参してきた樽の中身は、多くは酒と思われるが、この場合は本願寺の警備のために地方から動員された番衆が、自弁の食事として保存が効く餅を持参した可能性が高い(水藤真「贈答・饗宴の品々、そして年中行事」『国立歴史民俗学物館研究報告』第66集、1996年、31頁、39頁)。
- (142) 下川雅弘『山科家礼記』にみる贈答とその機能『研究紀要』第75号、日本大学文理学部人文科学研究所、2008年、23頁～52頁。中世後期に京郊で生産されていた柿は2種に大別される。1つは食用には脱渋を要する渋柿と、1つは木練(木淡)と呼ばれる脱渋不要の樹上甘化の甘柿である。渋柿は文明12年(1480)～天文17年(1547)まで山科家への八朔貢納品としてみえ、栗は半世紀遅れて東庄山稜部にて栽培が本格化したと思われる。山科家から禁裏や幕府奉行人への熟柿や希少価値を有する木練(甘柿)の贈答が確認される。柿は中世においても、自宅の柱や梁に塗り込んだり、文書保管用の皮籠の塗装、保存包装用紙として日常の必需品であった。山科盆地の地形と植生条件から、地域一帯の土壌は山柿と呼ばれる小粒の渋柿の栽培に適していた。木練と呼ばれる結実甘化種であり、貴顕への贈答品にのみ供された。栗の貢納(栗年貢)は、15世紀初頭以来確認できる。山科家は「栗の家」として周知されていた。中世、特に室町期は、ものを贈る行為が、社会慣行として諸層に浸透した時代であった。その中でも美物といわれた食品を贈ることが、室町殿を頂点とする武家の主従関係を構築、維持するための重要な政治的行為でもあった。栗は季節の産物というばかりでなく、その保存性の良さから1年を通じて進物が可能な上に、個数単位で量の調節も可能な果物である。山科家はこのような栗の特色を活用しながら、少なくとも応永期より天文期までの1世紀にわたり、代を重ね、当主を替えて、いわば家の恒例行事として禁裏を筆頭に公家諸方へと送り続けたのである。内蔵頭を家職とする中流公家山科家の贈答品として重要な役を担っていた。

栗の贈答については、足利義満に仕えた医師上池院(坂)士仏と親交のあった山科教言は、士仏から診療・投薬を受けるのみならず、自らも栗の調合を手掛けた。15世紀後半の言国の代には大沢久守・重致父子が調剤を担当した。言国の子言継と孫言継は「三身宝官家傳秘方」を書写しており、山科家の栗の贈答意識は確実に受け継がれていた。健康保全に不可欠な種々の薬が、医師とは別の贈与による物流に組み込まれていた事実は興味深い(米澤洋子「山科家の記録にみる中世後期の贈答に関する研究」(博士論文)2021年、4頁～頁、21頁、39頁、53頁、297頁～300頁)。讃岐関係者でも、『満濟准后日記』応永33年(1426)10月8日条に、足利義持が細川満元亭に渡御した際、満元の内者安富入道が持っていた腫物に効く

「ヌキ薬」を手に入れたとあり、讃岐の安富氏も常々医薬知識を持ち、医薬品を常備していたことが窺える。

- (143) 鴨井氏は文明 16 年（1484）11 月 16 日（御法興院記）から永正 4 年（1507）9 月 19 日（後法成寺関白記）までの公家日記に、細川氏の使者として出てくる。『師郷記』宝徳 4 年（1452）2 月 2 日条に「今日飛鳥井中納言（雅世）入道祐雅薨去、六十三、自去年十一月初違例、積聚所勞之云々、依為武家歌・鞠御師、當時英雄也」とあり、飛鳥井雅世は当時、武家の歌・鞠の師であった。鴨井氏も、当時歌鞠の指導的立場にあった飛鳥井雅親（栄雅）から蹴鞠の伝授を受け、同時に歌会にも参列しているので和歌の門弟であった可能性も考えられる（山本啓介「蹴鞠伝授書から見た室町・戦国期における飛鳥井家とその周辺」『国文学研究資料館紀要』第 40 号、国文学研究資料館、2014 年、117 頁、122 頁～124 頁）。『言継卿記』天文 2 年（1533）8 月 17 日条に「（織田）大和守暇乞に來候、飛鳥へ太刀持、一腰、馬一疋栗毛雀目結、五千疋進候了。予に太刀、持、右馬一疋、代参百疋、藏人にも同前也」とあり、同年 8 月 18 日条にも「勘解小路治部大輔被來候、鞠道之門弟に被成候、太刀糸、千疋持來候了、予、藏人兩人見参禮申候了、速水兵部に百疋。…織田監物鞠道之門弟に成候、明日可申聞、云々。今日禮に來、太刀糸、御真鯛参百疋、沓、葛袴に五百疋也、速水兵部に百疋等也」とあるので、鴨井氏も蹴鞠伝授に際してこれらと同様に飛鳥井雅親へ礼物を進上したものと想像される。
- (144) 武士は「弓馬の士」、武芸は「弓馬の芸」と呼ばれ、武士が習うべき芸能の代表とされた。その実践的稽古とされたのが犬追物である。馬場に放った犬を追い込んで馬上から射るため、静止した的を射る流鏑馬や笠懸と較べると、動く犬を射る高度な技術が求められた。そもそも犬追物は狩猟が実践できない場合などに追物射（おいものい）の訓練として行われた都市的な武芸であった（『犬追物』目安『群書類従』第 23 輯）。南北朝・室町時代に京都市中で盛んに行われ、開催後に宴会の場が設けられるなど、武士の社交場となっていた（馬事文化財団編『戦国武士と馬』馬の博物館、2023 年、5 頁）。
- (145) 讃岐の中世肖像画には、多度津多聞院蔵の西谷藤兵衛像・西谷藤兵衛夫人像がある。西谷藤兵衛は香川氏の一族で、岡本城（豊中町）を守ったとされる武将である。弘治 3 年（1557）の賛がある肖像画には、大紋直垂に烏帽子という室町時代の礼装ではなく、室町後期から戦国時代にかけて広まった肩衣を着、同じ裂の袴を着け、頭部は露頂という姿で描かれている。年代が明らかなものとしては最初期に描かれた肩衣袴姿の肖像画である。西谷藤兵衛夫人像は、両面に記された賛の内容から生前の姿を描いたものとされ、夫の死後 3 年で没し、長男胤政の依頼により僧鶴山が元亀 3 年（1572）に賛を記したという。室町後期から広まった小袖を着て打掛を腰巻にまとう礼装で描かれ、前後に屏風をめぐるすなど、戦国時代における女性の生活の様子も窺える（「讃岐の武者一室町・戦国時代を中心に」香川県立ミュージアム展示資料、2024 年、1 頁～2 頁）。
- (146) 中世の武家社会では、宴のことを「はじのうつわもの」と呼ぶことがあったように、大量の土師器皿（かわらけ）を用いる慣わしがあった（脇田晴子「文献からみた中世の土器と食事」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 71 集、1997 年、489 頁）。橋本素子「室町時代政治儀礼における喫茶文化の受容について」一般研究助成報告書、大日本茶道学会、2012 年。同「中世後期『御成』における喫茶文化の受容について」『茶の湯文化学』第 26 巻、茶の湯文化学会、2016 年、1 頁～19 頁。
- (147) 竹本千鶴「茶道史における『淋汗茶道』の位置づけ」二木謙一『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、419 頁～435 頁。中世寺院の湯屋は、焚き場・浴室・前室の 3 空間から構成され、前室で茶等の饗応がされた（高橋一樹「中世寺院のくらしを支えるしくみ」国立歴史民俗博物館編『中世寺院の姿とくらしー密教・禅僧・湯屋ー』山川出版社、2004 年、98 頁）。

<付記>本稿第 1 章（『高松大学研究紀要』第 79 号、2023 年、7 頁、14 頁）の「明徳 2 年（1391）」を「明応 2 年（1493）」に訂正する。

<付表> 中世後期讃岐における国人・土豪層の贈答・文化芸能活動関係年表

○印は閏月

年 代	月 日	讃岐国人・土豪層の贈答・文化芸能活動
嘉元 2 年（1304）	8 月 ー	鴨之庄地頭沙弥本西（堀江殿）、道隆寺に田畠 104 町 6 段を寄進して子孫の氏寺とする（道隆寺温故記）。
暦応 3 年（1340）	11 月 ー	藤原某、蓮花寺禅院に免田畠 2 段を寄進する（常德寺文書）。
暦応 5 年（1342）	この年	香西氏が夢想礎石を招いて居館南の泉房の名水を汲んで茶会を催す。礎石はその名水を賞して「泉房記」を賦して香西氏に与えた（香西記）。
康永 4 年（1345）	2 月 ー	大水上神社石燈籠が願主藤原定村によって造立される（高瀬町史）。
貞和 6 年（1350）	3 月 20 日	冠尾社で「御かくら」が行われる（由佐家文書）。
観応元年（1350）	10 月 ー	松尾寺住持有範が金毘羅大権現の神事に各方面から奉獻された物を「金毘羅大権現神事奉物惣帳」に記録する（金刀比羅宮蔵）。

文和2年(1353)	3月5日	秋山泰忠、置文で一族子孫に10月13日～15日の御会講を心一つにして勤め、「白拍子・猿楽・殿原」で懇ろにもてなすよう命じる(秋山家文書)。
文和3年(1354)	12月25日	秋山泰忠、高瀬郷新濱の畠地3段を本門寺に寄進すり(秋山家文書)。
康安2年(1362)	3月8日	藤原長景(天霧城主)、道隆寺に花会田3段350歩を寄進(道隆寺文書)。
〃	3月18日	新庄御方預所代僧頼景、松尾寺金毗羅堂に免田1段を寄進する。同年4月15日には、預所平保盛が小松庄松尾釈迦堂に免田6段を寄進する(金刀比羅宮文書)。
貞治6年(1367)	2月18日	三野郡詫間荘浪打八幡宮の年中行事勤仕の番帳が定まる(宝寿院文書)。
応安元年(1368)	2月2日	管領細川頼之、内法三箇条を定める。讃岐の国府に弓矢の故実を知り、文道の心を辨へて義を専とし道を嗜む近藤平治兵衛盛政という、礼儀正しく、道理のままに行う実在世の手本となる人物がいた(細川頼之記)。
応安4年(1371)	8月 ー	讃岐守護細川頼之、石清尾八幡宮の社殿を造営し、境内での殺生を禁じる(石清尾八幡神社文書・讃岐国大日記)。
〃	10月15日	讃岐より伊予房が讃岐(西大野郷)近藤代官小林と同道して廣峯(神社)に來た。翌日、小林を召請して酒を献じ風呂に入った(八坂神社記録)。
応安5年(1372)	3月2日	沙弥日高(秋山泰忠)、本門寺のために置文を作成する(本門寺文書)。秋山泰忠、惣領職を孫の孫四郎(泰久)に譲り置文を作成(秋山家文書)。
応安7年(1374)	9月28日	讃岐守護細川頼之、金蔵寺塔婆造営の勧進につき、「馬一匹」を奉加する(金蔵寺文書)。
〃	冬	細川頼之、この年から永和2年冬にかけて、自ら勧進して法樂和歌会を催し、京崇徳院御影堂に奉納する(香川県史)。このうち「崇徳院御影堂同詠二首和歌」1巻が残る(金刀比羅宮蔵)。
応安8年(1375)	3月 ー	「大山祇神社百首和歌」に細川頼之・頼有・詮春・頼基兄弟が和歌を奉納する(新編国歌大観)。
永和4年(1378)	3月10日	足利義満、花亭へ移徙し室町殿と号す。名花多種あり花御所と称す(翰林葫蘆集)。同月27日、新亭で犬追物馬場始が行われ、管領細川頼之や細川頼元等着座のもとで細川弥九郎が射手を務める(花宮三代記)。
康暦元年(1379)	④月16日	細川頼之、康暦の政変で一族被官を率いて讃岐に下る(後愚昧記)。
〃	9月17日	御方御代官頼景、松尾寺鐘樓に免田300歩を寄進する(金刀比羅宮文書)。
〃	この年	伴阿弥(香東郡太田邑出身)、連歌を善くし細川頼之の推挙で將軍足利義満に仕えて周阿と号し、世に知られた(讃岐国大日記)。
永徳元年(1381)	7月20日	香川彦五郎平景義、多度郡葛原庄内鴨公文職を建仁寺永源庵に寄進する(永源記)。
永徳2年(1382)	3月26日	平景次、小松庄松尾寺金毘羅堂に田地を寄進する(金刀比羅宮文書)。
至徳2年(1385)	5月10日	山田郡庵治郷桜尾八幡宮別当満願寺僧教尊ら、「大般若波羅密多經」を書写し、嘉慶元年(1387)12月に600巻を奉納する(願成寺蔵)。
〃	7月末	細川頼之入道常久、絶海中津を招いて讃岐宇多津の普濟院住持とし、教導を受ける(仏智広照淨院印砌翊聖国師年譜)。
至徳3年(1386)	12月17日	「水主神社大般若經函底書」(水主神社蔵)の經函造営の際に、函を作る由縁、同社の縁起經、函の作成に協力した人々の名前、經修復時の協力者名等が書き記された(水主神社大般若經函底書)。
康応元年(1389)	3月7日	細川頼之、嚴島參詣途上の將軍足利義満を歌津(宇多津)の仮御所に迎え、「饗献物」を奉る。義満は帰途3月22日に多度津へ上陸し、23日には歌津に留まり、細川頼之が拜謁して話し合う(鹿苑院殿嚴島詣記)。
〃	3月8日	將軍足利義満、宝蔵院に太刀を奉納する(紫雲山極樂寺宝蔵院古曆記)。
〃	4月3日	細川頼之、將軍足利義満の招きで上洛し、同月8日に養子頼元が管領に任じられる(東寺王代記・武家年代記)。
明德2年(1391)	6月朔日	橘秀村、妙寶寺(常德寺)に免田3段を寄進する(常德寺文書)。

〃	8月9日	三野郡詫間莊浪打八幡宮の社務供僧・神人等が会合し、放生会駕輿丁の次第を定める（宝寿院文書）。
応永9年（1402）	4月 ー	仁尾草木庄の近藤二宮元国、常德禅寺に田地子3段を寄進（常德寺文書）。
応永10年（1403）	9月 ー	三野郡熊岡莊出身の臨済宗禅僧岐陽方秀、讃岐道福寺の開山となる（東福寺誌）。岐陽方秀は東福寺前堂首座となり、多度津の道福寺住持を兼ねて帰国し、応永18年（1411）2月18日に東福寺第80世に昇任するまで、朱子学を講じた（岐陽自賛）。
応永13年（1406）	5月11日	信高、常德寺に田地3段を寄進する（常德寺文書）。
〃	7月25日	清原良賢、代々の旧記をまとめて『白峯縁起』を撰述した（群書類従）。
応永14年（1407）	3月晦日	熊野先達有慶、讃岐国旦那職を明尊に売り渡す（熊野那智大社文書）。
応永16年（1409）	9月17日	讃岐守護細川満元、醍醐寺三宝院領長尾荘の庶務について、守護代安富安芸入道宝城（盛家）に命じ、翌18日には宝城が又代官安富次郎左衛門入道に施行した（醍醐寺文書）。
応永17年（1410）	4月 ー	將軍義持、禅門に入り顚山と号す。台命により伊仲芳・岐陽方秀等「顚山説」1章を上る（不二遺稿下）。
応永19年（1412）	3月17日	増範が大願主となって『北野社一切経』書写事業を8月15日に完成させる（北野社一切経）。
応永21年（1414）	4月17日	細川満元（道欽）の勸進により催された和歌会において、清厳正徹等22名以上の当代著名歌人を結集して詠まれた「松山法楽一日千首」の自筆短冊帖を白峯寺頓証寺に奉納した（現在、金刀比羅宮蔵）。
〃	11月23日	公方様（義持）、建仁寺并細川讃岐入道亭に渡御する（満済准后日記）。
〃	12月8日	飛鳥井宋雅の指導のもとに右京大夫細川満元邸で催された歌会の作品「頓証寺法楽続百首和歌」、「頓証寺法楽当座続三十首和歌」を同月11日に讃岐国頓証寺へ奉納する（いずれも白峯寺蔵）。その際、安富宝密は細川満元を介して將軍足利義持に頓証寺額の揮毫を奏請したが、神慮と叡慮を慮り、同月11日に御小松院に奏上して勅額を賜り（白峯寺文書）、13日に安富宝城、頓証寺へ宸筆額草・法楽和歌の奉納を伝える（大日本史料）。
応永22年（1415）	9月 ー	安富宝密・宝城兄弟は、亡父追善のため「詠法華經品々和歌」1巻を頓証寺の奉納した（香川県史）。
応永23年（1416）	2月23日	安富宝密、將軍足利義持によって張行された北野天満宮法楽連歌「賦何人連歌」に、連衆として参席している（廣木一夫「正徹句を含む『応永廿三年二月廿三日「賦何人連歌」』について」）。
〃	2月 ー	「讃岐国七宝山八幡琴引宮縁起」がつくれ、足利義持、「征夷大將軍源朝臣（公家様花押）」の署判を加えて奉納する（琴弾八幡宮蔵）。
応永24年（1417）	10月17日	岐陽方秀発願の「東福開山聖一国師年譜」を開板した際の助縁者名簿在家欄に「（安富）寶城、寶密、藤（香西）元資」の名が見える（不二遺稿）。
応永27年（1420）	7月2日	今出川家の玉葉集3帖（菊亭本）を芳徳庵主（三条為定女）に送ると、すぐに細川管領家に伝達した。安富が私的の申し出たことなのかもしれない（看聞日記）。
応永28年（1421）	正月16日	細川道欽家の月次会に被官の「宝城安富、藤原元久横越、宝密安富周防入道」らの名が見える（堯孝「慕風愚吟集」）。
〃	9月24日	安富宝密、「新玉津島社頭法楽和歌」に出詠する（中世歌壇史の研究）。
応永29年（1422）	正月24日	大水主社本宮御宝殿を「惣官水主三郎左衛門尉源光政」が上棟する（大水主社棟札）。
応永30年（1423）	3月18日	足利義量の將軍宣下があり、諸大名からは「太刀・馬」、その外は「太刀」を進上した（満済准后日記）。
〃	12月25日	室町殿（義持）、前管領（細川満元）亭に入御して「雪を賞翫」し（看聞日記）、翌年（1424）12月22日にも御所様、細河右京大夫入道（満元）亭に渡御して「雪を賞翫」した（満済准后日記）。

応永32年(1425)	5月15日	室町殿(義持)が退蔵庵に来て、寺僧らが軽食を御相伴をした。義持の弟隆侍者(庵主)、畠山光家管領・細川満元前管領が一緒した(看聞日記)。
応永33年(1426)	10月8日	御所様、京兆入道(満元)亭に渡御して、「(満元の)内者安富入道(宝城)」が持っていた腫れ物に効く「ヌキ薬」を進上した(満濟准后日記)。
応永35年(1428)	4月11日	御判始・御評定初・御乗馬始等の沙汰があり、諸大名以下が「太刀」を進上した(満濟准后日記)。4月26日の室町殿の渡御初では斯波・細川・畠山3人が御相伴し、御引物は「練貫十重・盆・段子一端、又盆一枚(桂奨)・印籠一(堆紅)」の5色で、細川右京大夫からは「二重太刀・馬一疋」が、近習からは各「太刀一振」が進上された(満濟准后日記)。
永享元年(1429)	11月3日	細川右京大夫が「二千疋」を持参して天王寺の御礼に来た。妙法院僧正を相伴して一献あって「引物三重、盆、香炉古」を遣る。内者には「太刀一腰」を遣る(満濟准后日記)。
永享2年(1430)	3月6日	細川右京大夫方より普請人数(300余人)を召し、安富筑後守・同越前等が奉行して阿弥陀院より新造庭に大石3個を引いた(満濟准后日記)。
〃	9月6日	細川右京大夫方より有岡と申す使者が佐々河方への返報の件で来た。同月11日、14日にも有岡が同様の件で来た(満濟准后日記)。
永享3年(1431)	正月26日	右京大夫方(使者：安富筑後守)より「折以下柳等」が贈られる(満濟准后日記)。
〃	8月朔日	八朔祝儀として細川氏から「太刀金覆輪・銚子堤・杉原三十」が進上され、御返として細川氏に馬白月毛・太刀があった(九条家歴世記録二)。
〃	12月7日	将軍が新造御所御覧のために渡御があり、細川右京大夫方(使者：安富紀喜四郎)より「折敷」の進上があった(満濟准后日記)。
永享4年(1432)	正月25日	細河右京兆(使者：安富紀四郎)より「折三合等」が贈られた。4月17日にも細河右京兆(使者：安富筑後守)より「折三合・柳二荷」が贈られた(満濟准后日記)。
永享5年(1433)	2月11日	足利義教が張行した「北野社法楽一日万句」において、沙弥宝密が脇句を付している(別府節子「出光美術館研究紀要」第12号)。
〃	8月吉日	阿野真法、三野郡草木庄の畠1反を覚城院に寄進する(覚城院文書)。
永享7年(1435)	10月26日	新造御所の上棟に際し、公家の他「細川管領(持之)百疋…細川讃州(持常)同前」など武家も「御馬」を進上した(看聞日記)。
〃	11月25日	室町殿(義教)、管領亭(細川持之)へ「犬追物見物」のために渡御し、大名たちも多く参加した。12月朔日にも室町殿は出御した(師卿記)。
永享8年(1436)	12月6日	江甫山城主源伊予守信之が、狩野元信筆と伝えられる「不動明王二童子像」1幅を観音寺に奉納した(新修香川県史)。
永享11年(1439)	6月27日	足利義教の執奏により、後花園天皇の勅宣で飛鳥井雅世が撰進した『新続古今和歌集』(勅撰和歌集の最後)が完成し、安富宝城の歌が収載される(新続古今和歌集)。
〃	9月10日	讃岐守護代(香川上野之助・安富筑後守)を介して、近藤国茂が造営奉行として三野郡讃岐二宮大水上大明神宮拝殿を修築する(二宮記録)。
永享12年(1440)	正月朔日	足利義教の「境飯」を管領細川右京大夫持之が勤めた(建内記)。
〃	8月一	二宮景国、覚城院に御堂敷を寄進する(覚城院文書「二宮景国寄進状」)。
嘉吉元年(1441)	⑨月11日	先日、御書下御教書の御礼のために、先ず常継(使者)が安富筑後守(管領細川持之の申次)許へ「太刀・参百疋」を送った。⑨月24日には常継が管領許へ「弍千疋」(先旧折帗物)を送った。安富筑後守は連歌の間に付き置いてきた(建内記)。
嘉吉2年(1442)	11月13日	香河美作入道より「干鯛廿」が送られてきた。「芳苴也」(康富記)。
文安元年(1444)	4月5日	清原良賢が細川頼之の漢籍師範を務めた例(文道を以て政道を輔ける)に倣って、清原業忠が細川九郎勝元に「論語を授業」した(建内記)。
〃	6月10日	細川京兆家被官の香西氏の子と前田氏の子が「囲碁」をしていた際に、細

		川九郎（勝元）が香西氏に助言したため、前田氏の子が九郎（勝元）に切りかかり、返り討ちにあう（建内記）。
〃	7月2日	香河美作入道方より「干物（讃岐物）」が送られてきた。遠物で「芳苴之至也」（康富記）。
〃	8月吉日	大内郡大水主社の惣官源盛政、先例に任せて神人座配を定める（水主神社大般若経函底書）。
文安3年（1446）	2月7日	三野郡本門寺、秋山泰忠の置文に基づき「本門寺定書」を定め、墨染・袈裟100文、沙弥号100文、「日」文字100文、院号・阿闍梨号50疋の御札や、本門寺を出て地方へ移る僧には、音信として「馬・牛・太刀・刀」などを届けることを定める（秋山家文書）。
文安4年（1447）	正月朔日	管領細川勝元、室町殿「垵飯」を経営する（建内記）。
〃	正月19日	興福寺大乘院門跡経覚、香西豊前入道常慶（元仁尾浦代官）に「樽二荷・鏡一・柿二連」を、②月16日には香西五郎左衛門元長（摂津国住吉郡守護代）に「樽一荷・柿」を遣わす（経覚私要抄）。
〃	3月朔日	管領（細川勝元）許で猿楽があり、慈照を伴って見物する（建内記）。
宝徳元年（1449）	8月7日	安富山城守盛長、「十万句連歌」を興行し、その懷紙を北野社に奉納する（宗窃連歌愚句）。
宝徳2年（1450）	2月3日	細川勝元、将軍家の発句を得て石清水法楽連歌を興行する（御連歌集）。
〃	8月23日	「犬追物興行」に香川信濃守・安富筑後入道（検見）・安富又次郎・安富次郎が射手として参加する（後鑑）。
享徳元年（1452）	⑧月15日	琴弾八幡宮放生会祭式の配役が定められ、舞童8人、伶人13人、神楽男5人、相撲17人等が行列に加わる（琴弾八幡宮放生会祭式配役記）。
〃	10月12日	犬山馬場において「犬追物興行」があり、安富次郎・安富又次郎・安富勘解由左衛門尉が参加した（犬追物手組日記）。
享徳2年（1453）	正月23日	室町殿（足利義成）、管領宿所（細川勝元）に渡御し、「猿楽」があった（師郷記）。4月7日、室町殿（義成）、管領（細川勝元）の犬弓場に渡御し、「犬追物」を見物した（師郷記）。
享徳3年（1454）	8月4日	安富智安、「細川持之十三忌引品経和歌」に出詠する（釈教歌詠全集）。
享徳4年（1455）	④月 一	安富左京亮盛保、「三十六歌仙扁額」を和爾賀波神社（三木町井戸）に奉納する（和爾賀波神社文書）。
長祿2年（1458）	正月朔日	将軍足利義政に御対面して、三職が「御太刀金三振」、細川淡路守が「御弓御笠懸引目袋入」をそれぞれ進上する（殿中申次記）。
〃	10月16日	安富智安、「細川満元朝臣三十三回忌品経和歌」に出詠（釈教歌詠全集）。
長祿4年（1460）	12月 一	讃岐守護細川勝元の「讃岐国一宮田村大社壁書之事」には、「法楽千句田」に関する規定が載せられ、法楽連歌が恒例行事として行われていた。また、「猿楽・白拍子の舞」や毎年3月15日の一切経会では童舞の舞児や伶人を雇って「舞楽」が行われた（田村神社文書）。
寛正3年（1462）	3月29日	安富民部の養子が喝食として建仁寺御前給仕を務め、7月19日には、安富筑後入道之子が喝食として東福寺御前給仕を務めた（蔭涼軒日記）。
〃	7月19日	讃岐守護細川右馬頭（持賢）の望申によって将軍義政の讃岐国根香寺勧進帳への御判が認められ、8月6日には浄土曼荼羅が持賢から義政へ献上され、翌年4月14日には義政から「太刀・馬」が下された（蔭涼軒日記）。
寛正4年（1463）	3月27日	細川勝元亭での「連歌会」に、安富筑後入道智安が連衆の1人として参加し6句を挙げている（「賦何船連歌」百韻懷紙）。
寛正5年（1464）	3月 一	安富民部丞盛長、心敬を宗匠として専順・宗祇が参加した「熊野千句」を興行する（金子金治郎『心敬の生活と作品』）。
寛正6年（1465）	正月23日	細川勝元亭に渡御があり、「能」が催された（親元日記）。
〃	4月26日	「御鞠始」が行われ、飛鳥井雅親ほか武家では細川讃岐守成之らが参加

		し、御供衆・走衆は屏中門外に祇候して拝見した（親元日記）
〃	4月28日	細川家馬場の犬追物始に、安富又三郎（元家）が参加した（親元日記）。
〃	8月28日	細川亭で犬追物が行われ、安富又三郎（元家）が参加した（親元日記）。
〃	10月 一	多田頼吉、道隆寺に涅槃田を寄付する（道隆寺温故記）。
文正元年（1466）	正月8日	細川殿・右馬頭・安富勘解由左衛門尉が旧例により相賀し、「猿楽歌舞献賀」を行った（蔭涼軒日録）。同年2月晦日には有馬湯山に安富勘解由入道が来て憐好を修め、「一盞茶」を勤めた。閏2月2日には季瓊真薬と旧識の安富勘解由左衛門尉らが来て小歌・小舞して談笑した（蔭涼軒日録）。
〃	②月4日	安富勘解由左衛門尉、「兩樽金物・羊羹・生雲海雲海恐雲母・生海苔、食籠一對・粽子一折・松露一盆」を贈る（蔭涼軒日録）。
〃	3月以前	安富民部丞盛長、紀伊国熊野本宮で「熊野法楽千句」を興行する（「続群書類従」第17輯上）。
文明2年（1470）	2月25日	上原兼家、安富蔵人より『雑秘抄』を借写した（雑秘抄）。
〃	3月23日	観世大夫の松拍の間、細川被官人共が猿楽を相交えた（大乗院旧記）。
文明4年（1472）	12月 一	宗祇・専順・紹永ら12人による「法楽千句和歌」が頓証寺に奉納される（新修香川県史）。
文明6年（1474）	6月4日	幕府の「犬追物興行」に安富新兵衛尉元家・奈良修理亮元安・香川中務丞元景らが射手として参加した（犬追物日記）。
〃	7月10日	禁裏御料所上村の代官職に補任されたことで、香西（元忠）が民部卿方へ「柳二カ・太刀・折昏」を持って礼にやってきた（言国卿記）。
〃	7月26日	室町殿より山名政豊・細川政元に「五劔」が下された（言国卿記）。
文明7年（1475）	11月15日	永享9年から康正元年までの19年間に行われた冠纓神社放生会の頭番を書写した「冠尾八幡宮御放生会御頭番帳之事」が作成される（冠尾八幡宮御放生会御頭番帳之事）。
文明10年（1478）	2月27日	塩飽浦の雑掌道光源左衛門、兵庫関の過書停止について「折紙・酒肴」を持参して細川方へ訴えるが拒否される。4月4日に守護代安富新兵衛元家、塩飽へ過書停止を伝える（多聞院日記）。
〃	2月28日	足利義政の細川聡明丸（政元）亭渡御があり、讃州（成之）以下が参会し、「観世猿楽」があった（言国卿記・親元日記）。3月23日には細川聡明丸は、三間御堂で「一献」があり、帰路、地藏大念仏に参詣し、「太刀」を賜った（晴富宿祢記）。
〃	10月29日	多聞院より安富元家方へ10貫文を下行し、「巻数」を遣る（多聞院日記）。
〃	11月14日	安富新兵衛元家より道恩承仕に「太刀一振」を給う（多聞院日記）。
文明11年（1479）	4月26日	安富元信、「崇徳院法楽百首」に詠進する（中世歌壇史の研究）。
文明12年（1480）	9月8日	石清尾八幡宮の「猿楽（能）面」が造られる（石清尾八幡宮関係資料）。
文明13年（1481）	10月18日	讃州入道（細川成之）から「松茸」が送られてきたので、飛鳥井雅康に遣わすと「喜悅」との返事があった（十輪院内府記）。
文明14年（1482）	4月5日	細川元国（政国）、三野郡覚城院に禁制を下し門前の「風流」を禁止する（覚城院文書）。
文明15年（1483）	2月9日	讃州（細川成之）の庭を一見して、「一盃」を勤めた（政覚大僧正記）。
〃	10月13日	伊達成宗、上洛につき細川御内安富に「馬一疋」を、12月10日には「太刀・銭千疋」を進献している（成宗公御上洛日記）。
〃	12月 一	多賀高忠が安富元家に「犬追物」の故実を相伝し（付紙日記）、翌16年3月にも安富元家は多賀高忠から犬追物の故実を相伝された（八廻日記）。
文明16年（1484）	3月9日	「安富與三左衛門尉三疋・香西孫五郎（元継）三疋」ら、細川政元邸の犬追物で射手を務める（萩藩旧記雑録前編）。
〃	11月16日	細川右馬頭の使者として昨日の使いの礼の為に鴨井孫次郎安芸が来たので

		「対面」した（後法興院記）。
〃	12月30日	鴨井孫次郎等が「歳末の礼」の為に来た（御法興院記）。
文明17年（1485）	2月25日	香西彦二郎長祐、細川政元の「北野社法楽一日千句連歌」に加わり、以後永正4年（1507）2月25日まで政元の命により御発句御脇付第三の執筆を務めている（菊亭文庫本「二月廿五日一日千句御発句御脇付第三」）。
〃	6月2日	安富元家、蔭涼軒へ赴き「丹後紬・檀紙」を贈る（蔭涼軒日録）。
〃	12月8日	細川九郎（政元）より「江鼓五十把」、同月24日にも同氏より「江鼓五十把」が贈られたので、鴨井美濃守宅へ往き謝意を伸べた（蔭涼軒日録）。
文明18年（1486）	正月2日	飛鳥井雅俊・結城七郎・鴨井孫四郎等が来て対面した（後法興院記）。
〃	2月28日	細川下野（政春）母方より「折三合」が贈られ、翌年正月24日に細川下野（政春）母方へ「二荷（白壁1合・柑籠1）」を遣った（政覚大僧正記）。
〃	3月9日	安富新兵衛元家邸で「和歌会」が行われる（為広詠草）。
〃	7月25日	細川右京大夫（政元）、「官途と管領職の御礼」のために室町殿へ出仕、管領伴衆の中に安富新兵衛尉（元家）・香西又五郎がいた（蔭涼軒日録）。
〃	8月28日	甘露寺親長亭で蹴鞠会が催され、武家会衆として大平氏と共に「鴨居」が参加している。9月11日の蹴鞠会にも「鴨居」が参加した（親長卿記）。
〃	12月17日	細川右京兆より「江鼓五十把」が贈られ、鴨居美濃守が使者として持ってきた（蔭涼軒日録）。
文明19年（1487）	3月 ー	香西氏の支族福家盛頭が、香川郡円座河岸に別荘を築き、荘内に釣亭を設けて「釣月亭」と名付け、亭上に掲げる「詩賦」を前相国寺住持横川景三に委嘱する（半陶文集）。
長享元年（1487）	12月17日	細川政元が近江鈎の義尚の許に参陣した際、庭上で「一献」に与った供衆15人の中に香河備中守（元景）・安富新兵衛尉（元家）・安富与三左衛門尉・香西五郎左衛門尉等が見える（蔭涼軒日録・伊勢家書・後鑑）。
〃	12月10日	細川政元、琵琶湖畔で大規模な「鹿狩」を行う（蔭涼軒日録）。
〃	12月22日	細川右京兆より「江鼓五十把」を賜る。鴨井美濃守がこれを奉じたが、以前は「百把」であったが在陳につき減じた（蔭涼軒日録）。
長享2年（1488）	正月20日	細川政元が「犬追物」を行い、香西又六・牟禮次郎が参加した（後鑑）。
〃	11月9日	宗祇法師庵室で、飛鳥井宗綱・滋野井中納言・三条西実隆・二楽軒・冷泉為広ほか、上原豊前守賢家・由佐九郎左衛門尉長孝・大平一国男等が参会して、「斎食後講兼日之三首、当座卅首和歌」等を行った（実隆公記）。
〃	12月14日	鴨居美濃守宅へ往き、京兆より江鼓を賜ったことを謝す（蔭涼軒日録）。
長享3年（1489）	正月20日	香西又六元長、細川政元の犬追物の射手を務める（小野均氏所蔵文書）。
〃	5月11日	香河備中守（元景）、龍安寺の点心に細川政元に従い臨席（蔭涼軒日録）。
〃	5月28日	安富新兵衛尉宅へ「三百疋・十帖」を持って赴き、「対面」する。奏者は小坂又五郎であった（蔭涼軒日録）。
〃	6月2日	安富元家、蔭涼軒へ赴き「丹後紬一端・小高檀紙十帖」を贈る。その応対ぶりを「天下名士也」と評する（蔭涼軒日録）。
〃	7月3日	細川政国主催の禅昌院詩歌会に、飛鳥井雅親・細川政元・五山僧侶・大平中務（国雄）らとともに香西又六・牟禮次郎（元遠）が列座する。「齋三汁十四菜・酒二行・七菓・茶」が出される（蔭涼軒日録）。
〃	8月5日	晩に安富又三郎方より使者小坂を以て「樽二荷・折三合・押物二合」が贈られ、対面して謝意を伸べた（蔭涼軒日録）。
〃	8月7日	細川右京兆（使者一宮三郎兵衛尉）より毎年のように「丹瓜一荷」を賜り、昌子（亀泉に近侍した禅僧）を以て鹿苑院に贈る（蔭涼軒日録）。
〃	8月12日	翌日の細川政元邸の犬追物に備えて香西党300人程が京に集まり注目される。牟禮・鴨井・行吉等は香西一族である（蔭涼軒日録）。8月13日の犬追物（京兆犬之会）に、一番手に香西又六・牟禮次郎・安富又三郎（元

		治)・大平中務丞、二番手に安富新兵衛・安富與三左衛門尉、三番手に香西五郎左衛門尉・奈良備前守が参加した(犬追物日記・蔭涼軒日録)。
延徳元年(1489)	11月20日	相国寺瑞春軒の事で、午後に安富(新兵衛尉)宅へ銭3貫文を以て「対面」し、次に高木左衛門尉(安富の白次)宅へ1貫文、小坂又次郎宅へ2貫文を持っていき、五郎右衛門尉宅では「酒」があった(蔭涼軒日録)。
〃	11月21日	陽岩西堂(安富民部の弟)に真如堂坐公文公帖が発給され、12月20日に謝金を以て亀泉集証に礼謝しようとしたが面会できず(蔭涼軒日録)。
〃	12月10日	右京兆、安富新兵衛宅へ往き、午後には犬追物があった(蔭涼軒日録)。
〃	12月19日	細川政国(禅昌院)宅で「夢想熊野法楽五十首和歌」の披講があり、三条西実隆らが参加し、講師を鴨井兵庫が務めた(実隆公記)。
〃	12月20日	山科七郷の郷民彦六が安富方の被官となることを詫びて、礼物(折紙「あらまき一・こぶ・たる一」)を持参して「酒二て帰候也」(山科家礼記)。
延徳2年(1490)	正月8日	今朝、細河殿へ御礼に参り、「太刀・金」の進上を申した。安富新兵衛(元家)方、香河方へ御礼に罷り出た。正月15日には「今日修正牛玉并巻数進之所々事、…安富新兵衛尉(元家)同(牛玉・巻数遣)」とあり、3月3日には安富新兵衛(元家)方を訪ね「千疋・太刀金当座二納也。奏者斎藤修理亮(安富寄子)方也」とある(北野社家日記)。
〃	3月27日	午後、安富新兵衛宅に「三合二荷」を持って往き、長々の留守を慰問し、小坂が奏者として伝え、安富が対面して謝した(蔭涼軒日録)。勢州親子が両奉行(松田・飯尾)并安富新兵衛尉・大野越中以下に榼を合わせて「八十八荷」を差し上げた(蓮成院記録)。
〃	5月14日	香河備中守(元景)亭で、將軍足利義材の発句を得て「細川千句(北野社法楽千句)」を張行する(北野社家日記)。
〃	6月9日	相国寺瑞春軒で齋会が行われ、齋前に主位の安富新兵衛が300匹を持ってきて、京兆之遁長阿・安富遁福阿、その他皆烏帽衆、安富依子被官が続いた。「齋三汁十四菜、中湯三返、菓子七種、茶」が出た(蔭涼軒日録)。
〃	7月朔日	晩に柏公を以て安富新兵衛宅に「五合三荷」を贈ると、安富は丁寧面に謝した(蔭涼軒日録)。
〃	7月5日	京兆第(細川政元亭)に「御成」があり、安富新兵衛尉・物部神六・秋庭備中守は門内にいてこれを迎える(蔭涼軒日録)。
〃	8月20日	藤原定家忌日に定家墓所の庵室で、安富四郎右衛門尉元信・鴨井藤五郎によって影供歌会が張行され、冷泉家3人その他が出席した(実隆公記)。
〃	⑧月10日	晩に安富新兵衛尉(元家)方より、京兆勘合の事で行吉備中守を行かせた(蔭涼軒日録)。⑧月18日に安富新兵衛方(使者小坂)より榴實1籠が贈られる(蔭涼軒日録)。⑧月25日には安富新兵衛尉(元家)、將軍足利義材から賜った具足のお礼に、具足を以て参上してきた(蔭涼軒日録)。
〃	⑧月17日	公方様、安富新兵衛(元家)を召し出され、「御盃・御着長(服巻)一両・御劔并所領一か所」を下された(蓮成院記録)。⑧月25日、(安富)新兵衛が先日の御礼に、「鳥目百貫文・服巻一両・馬一疋・太刀一振」を進上したところ、堺南庄を拝領し、御判を頂戴した(蓮成院記録)。
〃	9月9日	香西五郎左衛門・香西忠兵衛・鴨居元高・行吉ら、細川政元母(山名氏女)の奈良・長谷参詣に随従する(北野社家日記)。
〃	9月18日	鴨居濃州(元高)を訪ね、「御成色々借物事申也」とあり、10月9日には鴨居濃州より「御盆・香合」が進上された。代物19貫800文。10月17日に鴨居濃州へ大盆を遣る。11月16日には鴨居濃州へ5貫文(盆・香合代)を遣わし、12月9日には鴨居方より「堆紅盆」が来る(北野社家日記)。
〃	10月3日	香川(元景)から神前へ「梅并松茸」が寄進された(北野社家日記)。
〃	11月朔日	安富新兵衛尉元家公の正誕生、早旦に藤侍者が行つて疏銘を取り、謝詞は丁寧で奏者は高木新兵衛尉であった(蔭涼軒日録)。

〃	12月4日	京兆より江鼓50把を賜る。鴨井美濃守方より使者を以てこれを贈る。年々の嘉例である。翌日、鴨井美濃守宅へ往き、謝を伸べる（蔭涼軒日録）。
延徳3年（1491）	2月4日	御礼に「安富筑後守（元家）太刀金・巻数」等諸家参上（北野社家日記）。
〃	3月11日	香河備中守より讃岐名産の「焼塩一包」を戴く（蔭涼軒日録）。
〃	4月13日	安富筑後守方に「建盞并托子（金絲轉曲赤地）」を借す（蔭涼軒日録）。
〃	6月5日	斎会后、横川景三・春陽景杲とともに、各自「酒肴」を持参して「讃州屋形」（細川成之亭）に「手能」（手猿楽）の見物に行く（蔭涼軒日録）。
〃	6月24日	鴨居濃州（元高）より堆紅・香合が来る、使者は国分（北野社家日記）。
〃	7月6日	御手水神事の警固のために香河より上原・濱・波々伯部が来臨したので、当坊で「酒」を用意した（北野社家日記）。
〃	8月4日	細川政元、岩栖院において和歌会を催し、猿楽を催す（蔭涼軒日録）。
〃	9月5日	公方様ほか、安富に「榼五か・麵一折・柿一籠」、行吉に「二か・兩種」など所々に榼を合わせて「八十三か」を差し遣った（蓮成院記録）。
〃	11月29日	安富筑後守元家に、慈照院御仏事料2万疋分の進納割当をしたが、12月朔日に元家からその進納が不可能で旨の返答があった（蔭涼軒日録）。
延徳4年（1492）	正月27日	牟禮六郎左衛門息が喝食として御前給仕を務め、正月28日には安富筑後守養子が喝食として御相伴給仕を務めた（蔭涼軒日録）。
〃	4月4、5日	冷泉為広は細川政元の信任厚く、香西又六郎・牟禮兄弟らと政元に随従して長谷・興福寺に参詣した（大乘院寺社雑事記）。
〃	4月9日	京兆（細川政元）が放鷹の途次に北野社に立ち寄り、小鳥連雀の所望があったので、馬場まで持進させ御覧になった。4月10日には「鷹」を据えて北野社中を徘徊した。前代未聞の次第で神慮測り難い（北野社家日記）。
〃	6月28日	右京兆（細川政元）が午後に香河備前守宅へ御相伴衆13員を伴って来降したので、「三百膳」を調えた（蔭涼軒日録）。
明応元年（1492）	8月4日	鴨居濃州（元高）が今朝推挙してきた香西千寿丸方より、野原の儀で若党が「三百疋」を送ってきた。9月14日には香西千寿丸より「松茸一折五十本」が送られてきた（北野社家日記）。
〃	8月11日	香西藤五郎元網邸において正広、「三首歌合」を行う（松下集）。
〃	9月14日	香西千寿丸、北野社に「松茸一折五十本」を送る（北野社家日記）。
〃	10月20日	香河備中守宅へ悦也（雲英宗悦）・藤也（春容慈藤）・九峰（九峯宗成）が迂き「五合三荷」を贈り、対面して宴会があった。同息五郎次郎方へ「七寶香爐銅小鉢入之・杉原十帖」、同女中へ「三百疋・折紙」、同大田蔵人方へ「堆紅香合・杉原十帖」を贈った（蔭涼軒日録）。
〃	11月朔日	悦公が九峰を同途して香河備中守宅へ往き、宴会があり、串柿を喫した。同月15日には香河内方より練面2（柳色・榧色）・杉原10帖が贈られ、同息五郎四郎には晝扇1柄・引合10帖を使者九峰が持参して贈った。同月16日には昨日の贈物を謝するために桂子（竺詠有桂）を香河方へ遣ったところ、備中守が対面して謝した。五郎次郎は鷹野に往った（蔭涼軒日録）。
〃	11月21日	香河備中守元景（傳者太田蔵人助保）より「饅頭大折一合・麩柑小折二合・柳三荷」を贈った（蔭涼軒日録）。
〃	12月11日	鴨居藤衛門方へ「安虫圓百粒」を遣る（北野社家日記）。
〃	12月25日	悦也（雲英宗悦）、養生のために香河宅へ往く（蔭涼軒日録）。
〃	12月28日	歳暮の禮を講ずる中に、安富筑後守・香河備中守がいた（蔭涼軒日録）。12月晦日には、細川京兆家より鴨井美濃守が年々嘉例として江鼓50把を送る。悦也（雲英宗悦）、九峯（九峯宗成）と同途して香河備中守宅へ往き、香河方より白綾小袖1領・亀甲紋帯1筋を恵まれる（蔭涼軒日録）。
明応2年（1493）	正月8日	悦也（雲英宗悦）、藤子（春容慈藤）と同途して2合1荷を持って香河備中守宅へ往く。同月10日にも悦也は九峯・藤子と同途して2合1荷を持って

		香河備中守宅へ往く。帰ってから女中より扇1本を贈る。2月20日には悦也、香河備中守の招きに応じて朝食の勤めの為に往く（蔭涼軒日録）。
〃	2月4日	幕府細川政元の申沙汰で「猿楽」があった（言国卿記）
〃	3月5日	香河備中守宅で彦四郎九世の舞があり、悦也（雲英宗悦）が請けられ、翌6日の晩に帰るが、終夜宴があった（蔭涼軒日録）。3月17日にも悦也は香河備中守の迎えを得て行き、「盃」を勤められる。4月朔日にもまた香河備中守宅へ行き、道立も来て「盃」を勤められる。4月14日には香河備中守より「拾一領（玉虫色練）」が贈られた。4月18日の晩には、悦也が香河備中守宅へ行き、投宿する（蔭涼軒日録）。
〃	4月23日	亀泉集証、桂（桂子：竺詠有桂）藤（藤子：春容慈藤）を安富筑後守宅へ遣わし、世上の時宜を問う。行吉越中守に委曲傳話。高橋三郎右衛門尉・香河備中守も同前（蔭涼軒日録）。
〃	6月13日	山井景益が来て、「慈雲院（細川成之）讃州筆扇」を所望した勝仁親王に献上した（言国卿記）。
〃	6月18日	京都の羽田源左衛門が「団扇一柄」を年々の嘉例として持参してきた（蔭涼軒日録）。
〃	6月29日	香川備中守より、「丹瓜一荷」が贈られる。7月6日にも香川備中守より、「絹帷一領、帯一筋」が贈られる（蔭涼軒日録）。
〃	7月7日	細川政元亭の犬馬場で犬追物があり、「天下壯観也。…香西又六、牟禮次郎十二騎」と記される（後鑑）。
〃	7月13日	芳洲ら、香川備中守宅の「施食」に赴き、皆夜に入って帰る（蔭涼軒日録）。翌14日には香川方より仏殿警固衆15、6人が来たので、意足室において「盃」を勤めた（蔭涼軒日録）。
〃	8月朔日	悦公、「朔禮」のために香河備中守宅へ行き、晩になって「黄雲」を調べ、「松齋」に勤めた（蔭涼軒日録）。
〃	8月23日	細川政元亭の「犬追物興行」に香西又六・牟禮次郎らが参加し、「天下壯観也」と記される（蔭涼軒日録）。
〃	8月24日	悦公、招きによって香川備中守宅へ赴き、「生栗小盆一幅」を恵む（蔭涼軒日録）。
〃	11月16日	細川政元亭犬追物興行に香西又六・牟禮次郎が参加した（犬追物日記）。
明応3年（1494）	正月2日	細川伊豆守政誠・鴨井孫四郎等が来て「対面」した（後法興院記）。
明応4年（1495）	正月朔日	近衛政家宅へ雅俊朝臣・長塩又四郎元親・斎藤又三郎・鴨居孫次郎光親等が来て「対面」する（後法興院記）。
〃	5月11日	鷹司父子が来て鞠会を行い、鴨井孫次郎が頭役を務めた（後法興院記）。
明応5年（1496）	正月7日	藤兵衛督永康朝臣・蔵人左小弁守光・直美孫太郎・鴨井孫次郎等が来た。同月15日には鴨井兵庫が来た（後法興院記）。
〃	2月22日	香西元資が勧進して安富元家・元治等近在の武士・僧侶・神官等を誘って連歌会を催し、「神谷神社法楽連歌」1巻を神谷神社に奉納（香川県史）。
〃	②月朔日	近衛政家宅へ長塩備前守・伊賀兵部丞・鴨居兵庫助等が来て「対面」する（後法興院記）。
〃	4月20日	聖通寺禁制に寺内で「馬鷹を繋ぐ」ことを禁止した（聖通寺文書）。
〃	7月18日	細川被官人の所望により阿野郡滝宮社奉納の「三十六歌仙」を書き、三条西実隆が歌を染筆した（実隆公記）。
明応6年（1497）	正月 一	小豆島で利貞名ほか5名が共催して「相撲・流鏑馬・放生会・後宴猿楽」を行う（赤松家文書）。
〃	10月21日	香西又六、山城守護代就任への遣使の礼に来たので「盃」を給し、翌日にも「五荷三種」を持参したので、「一盞」を傾けた（後法興院記）。
明応7年（1498）	正月2日	香西又六元長、鴨井藤五等が来て「対面」した。同月7日には鴨井孫次郎、夜になって鴨井兵庫が来た（御法興院記）。

〃	正月 7 日	山城国守護代香西又六（元長）が「年始礼」に来た（言国卿記）。正月 22 日、香西又六所へ与四郎を使いこやり「年始返礼」をした（言国卿記）。
〃	正月 19 日	冷泉為広、藤原（鴨井）元朝の「月次会始」に、2月1日には香川氏の「初卯発句」に出席している（中世歌壇史の研究）。
〃	3月 27 日	細川高国、父政春とともに近衛家の蹴鞠に参加し、近衛政家・尚通に初対面し、その際に「太刀」を贈った。その後も 7 回参加（後法成寺関白記）。
〃	12 月 4 日	香西元長、山科郷で放鷹中、郷人蜂起に召し籠められる（後法興院記）。
明応 8 年（1499）	10 月 11 日	細川政元、鷹狩の為に「箬鷹十本」ほどを据えて摂州茨木へ下向し、22 日に帰京した（後法興院記・大乘院寺社雑事記・鹿苑日録）。
明応 9 年（1500）	正月 11 日	景徐周麟、京兆陪臣の伯波々部・秋庭…安富等に賀す（鹿苑日録）。
〃	11 月朔日	香西又六が「折三合極五荷」を持参したので、対面して「盃」を給した（後法興院記）。
明応 10 年（1501）	正月朔日	香西又六元長が来たので、「盃」を給し、又六には「松」の進上を約束させた。同月 3 日には鴨井孫次郎が来た（後法興院記）。
文亀元年（1501）	7 月 23 日	秋山備前守景秋、道隆寺に田地 5 段を寄付する（道隆寺温故記）。
永正元年（1504）	正月 10 日	今日大樹（足利義澄）が御参内し、勾当局において着衣冠を給い、一献の時に「細川右京大夫源政元朝臣折烏帽子スワウ」を常御所の御縁に召して「天盃」を下された。「希代事也」（宣胤卿記）。
〃	4 月吉日	安富勘解由左衛門尉元盛自筆本の『細川家書札抄』を常金が書写する。安富元家、御屋形（細川政元）より「鷹二・鳥十・鯛十折」を送られる（高松松平家旧蔵本「細川家書札抄」）。
永正 2 年（1505）	正月 19 日	細川政元、大津で「狩獵」を行う（後法興院記）。
〃	8 月 21 日	伊勢貞宗邸の馬場で「犬追物」が張行され、細川政元・政賢・高国らとともに、安富又三郎（元運）が参加した（犬追物日記）。
永正 3 年（1506）	正月 21 日	細川政元、飛鳥井雅俊らと丹波において「鹿狩」を行う（尚通公記）。
〃	⑪月 13 日	飛鳥井・本郷・小原・飯川・結城・鴨井等が来て、上洛に就き「一荷両種」を進上した（後法成寺関白記）。
〃	9 月 19 日	鴨井が「木練一籠」を進上した（後法成寺関白記）。
永正 4 年（1507）	正月 14 日	細川六郎澄元の使いが「年始礼」のためにやって来た（宣胤卿記）。
永正 7 年（1510）	5 月 28 日	細川澄元、三野郡高瀬郷の秋山山城守と秋山源太郎の相論について、両者の主張を排し、秋山水田跡職を守護料所とし、某淡路守を代官とすることを香川五郎次郎に命じ、香川五郎次郎はこのことを 6 月 17 日に香川備後守に施行する（諫徴記附録所収文書）。
〃	7 月 16 日	「犬追物興行」に奈良修理亮が参加した（犬追物日記）。
〃	9 月 9 日	細川弥九郎が来たので対面し、「一盞」を勧めた。9 月 15 日には弥九郎が風呂に入り、その晩細川京兆の母も来たので「一盞」を勧めた。9 月 16 日には肖伯から源氏物語の講を聞き、飛鳥井・細川弥九郎等が来て 3 献があり、京兆からは母の儀で「三荷三種」を送ってきた（御法成寺関白記）。
〃	12 月 13 日	天霧城主（香川）平朝臣清景、白方八幡宮に「大般若経」を納めた（道隆寺温故記）。
永正 8 年（1511）	8 月 28 日	香川五郎次郎（天霧城主）、多度郡明王院（道隆寺）へ涅槃田 1 段を寄進する（新撰讃岐国風土記所収文書）。
〃	9 月 7 日	以久（淡路守細川尚春）より秋山源太郎に「鶴廿居」を所望する書状が届き、12 月 3 日に「鶴二居」、翌年 9 月 28 日に「小鷹廿居」を贈っている（秋山家文書）。
永正 12 年（1515）	②月 19 日	細川氏奉行人薬師寺長盛より秋山源太郎宛に「あミ」贈答に係る書状が届く（秋山家文書）。
永正 13 年（1516）	正月 14 日	細川右京大夫、将軍に「太刀一腰、御盃基二、白鳥一、雁二、鯛十、鯉

		一、貝蛸一折、柳十荷」を進上する（殿中申次記）。
〃	7月8日	京兆に「丹瓜一荷」を送る（後法成寺関白記）。
〃	9月19日	細川京兆、「鯉一」を井上中兵衛尉を以て送る（後法成寺関白記）。
〃	11月11日	京兆、「鷹・馬」を又八、田邊へ送る（後法成寺関白記）。
永正14年（1517）	5月26日	安野政昌、三野郡覚城院に田銭等を免除する（覚城院文書）。
〃	10月9日	渋谷又三郎實家、道隆寺に不断燈明田を寄進する（道隆寺温故記）。
永正15年（1518）	12月10日	真鍋庄修理亮家久、道隆寺に田8段を寄進する（道隆寺温故記）。
永正16年（1519）	正月2日	細川右馬頭・田邊孫三郎・香西三郎二郎等が来たので、対面して「一盞」を勧めた（御法成寺関白記）。
〃	3月19日	京兆に「鯉一」を送る（御法成寺関白記）。
〃	6月30日	風呂で「干鯛一打」を送り、京兆に「鯉一」を送る（後法成寺関白記）。
〃	7月4日	京兆母に「瓜一盞」を送る（後法成寺関白記）。
永正17年（1520）	5日12日	京兆・典厩・戸部等が「風呂」に入りに来る。同月21日、29日、同年閏6月朔日、9日、19日も同前（御法成寺関白記）。
〃	⑥月20日	京兆より香西三郎次郎を以て、「丹瓜一荷」が送られ、「丹瓜一荷」を禁裏に進上し、「丹瓜一荷」を甘露寺、大納の「瓜一盞」を蒨庵に送る（御法成寺関白記）。
大永5年（1525）	この年	足利学校の第6世庠主となった文伯の弟子に景政がいた（新訂増補足利学校の研究）。
大永7年（1527）	10月17日	葉室・牟禮次郎が来臨したので、「酒」を勧めた（言継卿記）。
〃	この年	宗鍵（宇多津出身で肖伯に連歌を学ぶ）85歳で歿（香川県文学史年表）。
大永8年（1528）	2月22日	中御門邸へ罷り、四條中將・牟禮二郎等と「碁」を打った（言継卿記）。
享禄元年（1528）	10月19日	泉涌寺見昭房・護摩堂願主退雲院宥頼が同道して、先師讃岐国誕生院宥栄法印に僧正を贈ることを所望して「朋樽・饅頭・串柿等」を携えて来られたので、「一盞」を勧めた。d 同月22日に勅許が下りた（実隆公記）。
享禄2年（1529）	正月12日	高屋弥助・長澤新三郎、香西新左衛門等に「酒」を出した（言継卿記）。
〃	正月26日	安富元保、宇多津法花堂の諸課役を免除し、7月2日に安富政保がその意を法花堂に伝える（本妙寺文書）。
〃	3月4日	道隆寺の鎮守妙見社で毎年行われた大会の頭を勤めた人名を、大永4年～天文9年までの17年間にわたる「道隆寺妙見大会頭之例帳之事」に記した（道隆寺蔵）。
享禄頃（1528～1531）	11月12日	香川中務丞元景、六角定頼の奉行人永原太郎左衛門尉に「鷹之雁二」を上進する（阿波国徴古雑抄卷三所収飯尾六左衛門文書）。
天文2年（1533）	正月3日	萬里小路児・皆明寺・香西新左衛門尉等が来たので、餅にて「一盞」を勧めた（言継卿記）。
天文5年（1536）	2月28日	右京大夫（細川）晴元、御礼の為に「太刀一腰、御馬代万疋」を進上する（後奈良天皇宸記）。
〃	10月29日	讃州彦九郎乳母が上洛して、「三種五荷」を遣わす（天文日記）。
天文6年（1537）	4月7日	香川中務丞元景、明王院へ護摩堂不動燈明田寄進（新撰讃岐国風土記）。
天文11年（1542）	③月5日	殿中で御一献があり、細川殿が「御馬」を進上する。「近年見事御馬候」。同月16日にも、殿中で御一献があり、細川殿が「御鷹」を進上する。同月21日には飛鳥井殿の「御鞠」があり、細川殿が参加する（親俊日記）。
天文12年（1543）	5月10日	当番で讃岐国福善寺が「樽」を持参してきた（天文日記）。
〃	7月13日	香西神五郎、摂津本願寺光教（證如）に初めて「音信」を出し、8月3日に光教から香西に「返礼の復信」があった（天文日記）。
天文13年（1544）	この年	宗鍵（宇多津出身）、牡丹花肖伯の門に入って「連歌」を学び名声を得る

		(新修香川県史)。
天文16年(1547)	7月8日	香西五郎左衛門が都築石見守と同道して、石山本願寺光教に先日の礼のために「太刀」を持ってきた、兩人と綱所で「勸盃」した(天文日記)。
天文17年(1548)	10月ー	讃岐寒河郡得月庵主、法灯派正叔蔵主、コレヨリ数年先、関東村校ニ学び、今年七月、善慧軒ニ掛錫ス、需メニ応ジテ「景歐字銘并引」ヲ製シテ与フ(猶如昨夢集下)。
天文21年(1552)	4月8日	細川晴元、越後守護代長尾景虎から「太鷹一連」を贈られたことを謝す(上杉家文書)。
天文22年(1553)か	2月29日	西讃岐守護代の香川弾正忠(之景)が細川晴元に年始の儀で「太刀一腰」を進上する(尊敬閣文庫所収文書)。
〃	この年	山崎宗鑑、梅谷のために『紫金仏勸進帳』を著す(香川県文学史年表)。
天文年間(1532～1555)	5月16日	細川晴元、橋本坊に祈祷巻数の礼として「太刀一腰」を返贈する(本門寺文書)。
弘治3年(1557)	この年	三豊郡桑山村の西谷城主西谷藤兵衛肖像が描かれ、弘治3年10月に前永平寺住持山春林叟の賛が入る(多聞院蔵)。
永禄元年(1558)	2月25日	「細川千句讃州座」の第一の発句を安富元家が務める(言継卿記)。
〃	6月2日	香川之景、王子大明神別当多宝坊に室本廻許状を出す(室本廻組合文書)。
永禄6年(1563)	この年	崇徳院400年後遠忌に際し、前関白九条植通が白峯御陵に参籠して三十首の和歌を詠み「九条植通詠三十首和歌」を奉納する(新修香川県史)。
元亀2年(1571)	12月17日	細川六郎(信良)、薬師寺・三宅・香西3騎の他700人ばかりの従者を従えて幕府に出頭する。足利義昭は、信良を右京大夫に任じ、偏諱を与えて昭元と名乗らしむ。翌日、吉田兼和が「太刀一腰」を持参して細川右京兆宅へ礼に参賀する(兼見卿記)。
元亀3年(1572)	冬	三好長治、鷹狩のために讃州十河城に来て、多度津雅楽助・大林三郎左衛門ら国中の諸将が来集し、春、木太郷深江で鷹狩を行う。この頃、讃岐で鷹の道に通じた武将として多田刑部(香川氏家臣)の名が見え、羽床伊豆守政成は綾川で獲れた「白鳥」を阿波屋形へ進上している(南海通記)。
〃	5月ー	西谷藤兵衛の妻の肖像画に鶴山の「賛」が入る(多聞院蔵)。
天正2年(1574)	3月ー	宇多津に沙弥宗全がいて、俳諧を能くし、上洛して紹巴に関して「連歌会」を興行している(弘化録)。
天正3年(1575)	4月4日	塩飽甲生の福田又次郎館で「鞠遊」があった(家久君上京日記)。
〃	5月13日	宇多津西光寺、これより以前石山本願寺へ「青銅・米・大麦小麦」を援助する(西光寺文書)。
天正13年(1585)	6月日	羽柴秀吉が讃岐内室山に禁制を出す(「翁嫗夜話」所収文書)。
〃	8月10日	仙石秀久が小松内松王寺に禁制を出す(金刀比羅宮文書)。8月23日には仙石秀久が豊田郡地蔵院に禁制を出す(地蔵院文書)。10月19日には仙石秀久が金毘羅に10石を寄進する(金刀比羅宮文書)。
天正14年(1586)	2月13日	仙石秀久が白嶺寺へ100石(白峯寺文書)、金比羅へ30石を寄進する(金刀比羅宮文書)。8月24日には仙石秀久が一宮神社へ100石を寄進する(田村神社文書)。
天正19年(1591)	2月15日	宇多津西光寺から蓮如へ「辛螺(にし貝)五十」、教如へ「同三十」、准如へ「檀紙五十枚」、顕尊へ「同三十」、下間頼廉へも「同三十」を進上し、礼状を受け取る。また2月15日(年未詳)には、教如へ「蠟茶卅・檀紙百枚・小半紙五十束」、准如へ「檀紙五十枚・小半紙三十束」、顕尊へ「蠟茶三十・檀紙五十枚・小半紙三十束」を進上している(西光寺文書)。
〃	4月13日	この日に作られた古い瓶が金毘羅大権現別当金光院奥書院全生亭の鞠庭土中から発見され、「蹴鞠」が行われていたことが分かる(香川の文化財)。